

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和6年2月14日（水）午前10時 委員会室

出席委員（8名）

（委員長）今 城 雅 子 （副委員長）塚 田 佳 充
安 達 卓 是 土 光 均 戸 田 隆 次 錦 織 陽 子
西 野 太 一 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】

[総務管財課] 角課長

【総合政策部】

[地域振興課] 毛利課長 景山課長補佐兼地域活動担当課長補佐

【市民生活部】

[環境政策課] 足立課長 野口環境計画担当課長補佐 梅原環境計画担当係長

[クリーン推進課] 高浦課長 池口課長補佐兼廃棄物対策担当課長補佐

遠藤施設管理担当課長補佐 清水生活環境担当主任

【福祉保健部】塚田部長

[福祉政策課] 中本課長 松原課長補佐兼総合相談支援担当課長補佐

末次総合相談支援担当係長

[福祉課] 橋尾次長兼課長

[障がい者支援課] 米田課長

[長寿社会課] 足立課長 柄川課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

矢野高齢者福祉担当係長

[フレイル対策推進課] 頼田課長 井原課長補佐 石田担当課長補佐

小椋担当課長補佐

【こども総本部】瀬尻部長

[こども政策課] 長谷川次長兼課長 永榮課長補佐兼子育て政策担当課長補佐

永見子育て政策担当主任

[こども相談課] 松竹課長 山川課長補佐兼発達支援担当課長補佐

[こども施設課] 斎木課長

【教育委員会事務局】長谷川局長兼こども政策課長

[こども政策課] 遠藤課長補佐 木村学校政策担当課長補佐

松井義務教育学校準備担当係長 白川義務教育学校準備担当主任

[こども施設課] 斎木課長

【経済部】

[経済戦略課] 坂隠課長 岩田産業・雇用戦略室長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長 松下調整官

傍聴者

稲田議員 岩崎議員 大下議員 岡田議員 門脇議員 田村議員 津田議員
徳田議員 松田議員 森田議員 森谷議員 又野議員 吉岡議員
報道関係者3人 一般6人

報告案件

- ・「脱炭素先行地域づくり事業」の現状と今後の対応について [市民生活部]
- ・一般廃棄物処理におけるごみの減量化等の施策について [市民生活部]
- ・地域包括支援センターの運営体制の見直しについて [福祉保健部]
- ・総合相談支援センターの全市展開に係る方向性について [福祉保健部]
- ・令和5年度フレイル対策事業の進捗について [福祉保健部]
- ・義務教育学校整備事業の進捗状況について [教育委員会]
- ・子育てひろば支援センターの移転について [こども総本部]

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○**今城委員長** ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、執行部から7件の報告があります。

初めに、市民生活部所管の「脱炭素先行地域づくり事業」の現状と今後の対応について、当局の説明を求めます。

足立環境政策課長。

○**足立環境政策課長** そういたしますと、脱炭素先行地域づくり事業の現状と今後の対応について御報告させていただきます。本日の資料は1種類でございます。そういたしますと、画面上に通知が届きますのでそちらをクリックをしていただけますでしょうか。届いておりますでしょうか、よろしいでしょうか。

そうしますと、上の四角の枠の中にこのたびの報告の概要を記載しております。これまでも度々委員会において御報告させていただいておりますので委員の皆様は御承知のことと思われませんが、米子市におきましては、令和4年4月に第1回脱炭素先行地域に選定されまして、環境省の交付金により脱炭素化に向けた取組を実施してきております。本年度、令和5年度までの実施状況につきましては、先頃の12月の民生教育委員会において報告させていただいたところでございます。

そして、ここからがこのたびの報告の要旨になりますが、令和6年度以降はこれまでの取組に加えまして荒廃農地への太陽光発電設備の設置、そして水道局への太陽光発電の設置、同じく水道局への大規模蓄電池の設置などを計画しているところでございます。提案いたしました当該計画は、単に脱炭素化を進めるだけではなくて、地域課題の解決も併せて目指す先進的な取組でありますことから、当初の計画段階では判明していなかった課題が生じてまいりました。この対応につきまして環境省と協議、調整いたしまして、その結果、来年度、令和6年度につきましては確実に事業が実施できるように課題に対する調整、

変更作業を優先的に行うことといたしました。そして、来年度の夏以降に予定されます環境省の交付金の追加配分を受けて事業の実施をしたいというふうに考えているところでございます。このことによりまして3月議会に上程します次年度の当初予算には、脱炭素に向けた当該事業の予算計上はございません。繰り返しになりますが、夏以降に予定されております環境省の追加配分を受けて事業を実施したいというふうに考えておりますので、恐らく9月議会になろうかと思いますが、補正予算としてお諮りさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上がこのたびの報告の概略でございます。四角の枠の下には詳細を記載しているところですが、ここからはかいつまんでになりますが、少し詳しく説明させていただきます。

それでは、1は飛ばしまして2の実施状況を御覧いただけますでしょうか。こちらには、これまでも報告させていただいております令和5年度末、今年度末までに実施される事業を記載しています。まず(1)再エネ供給事業でございますが、既存の再エネ発電設備、具体的にはクリーンセンターで発電した電力を皆生処理場と内浜処理場に供給するもので、こちらにつきましては今年度の4月から供給開始をしているところでございます。次に(2)公共施設における太陽光発電PPA事業についてでございます。御案内のとおり、公共施設に太陽光発電設備を設置いたしまして、発電した電力をその施設自体に供給するものです。淀江どんぐりこども園、そして伯仙地区農業集落排水施設において設置工事に入っております、年内には設置が完了し、来年度から供給開始となる予定でございます。

続きまして、太字で記載しております、3、令和6年度以降の実施予定を御覧いただけますでしょうか。まず(1)再エネ供給事業でございます。こちらにつきましては、先ほど申しましたクリーンセンター以外の施設においても実施できる施設がないか検討をしているところでございます。次に(2)公共施設の太陽光発電PPA事業でございますが、先ほどの2施設以外、具体的には淀江浄化センターでの設置を調整しているところでございます。

続きまして、資料の2ページ目、ペーパーですと2面を御覧いただけますでしょうか。(4)水道局でのPPA事業についてでございます。こちらは水道局施設内、具体的には車尾、そして戸上水源地に太陽光発電設備を設置するものでございます。また、水道局内に必要な電力を発電するだけでなく、水道事業は市民生活に密着した事業でありますことから、非常時の対応として必要な電力を蓄電するために大規模蓄電池を設置するものでございます。それでは(5)荒廃農地等での太陽光発電PPA事業でございますが、こちらは荒廃農地などに太陽光発電設備を設置しまして、発電した再エネ電力を公共施設へ供給するものでございます。こちらの事業におきまして、ただいま課題が発生している状況でございます。ここまで説明しました大項目3の令和6年度以降に実施予定の事業につきましては、もろもろの検討や調整は年度当初から継続して行っておりますが、その実施自体は交付金の追加配分を受けてから行うこととしております。

それでは、具体的にどのような課題が生じておきまして、どのような対応をしていくかということになります。4と5をまとめて説明させていただきます。荒廃農地等でのPPA事業は、弓浜半島の荒廃農地などに8メガワット規模の太陽光発電設備を導入する計画でございましたが、その計画を進めるに当たりまして2つの課題がございます。まず一つが、発電設備を設置する候補地エリアの変電所の空き容量が想定していたものよりも大幅

に少なく、計画している規模の太陽光発電設備の設置が困難であること。そしてもう一つが、当該事業は地域の脱炭素化の推進と併せましてヌカカによる害虫被害ですとか、そしてセイタカアワダチソウなどの景観被害といたしました地域課題の解消も目指すものであることということで、これらの課題を踏まえまして、ただいま事業実施主体でありますローカルエネルギー、そしてごうぎんエネルギーと改めて候補地につきまして検討、調整を重ねているところでございます。重ねてになりますが、この脱炭素先行地域づくり事業は先進的な取組でございまして、荒廃農地に係る事業が流動的な状況にありますことから、確実な事業実施につなげるために十分な調整、変更作業を優先的に行うことといたしました。そして、来年度の夏以降に予定される環境省交付金の追加配分を受けて事業を実施することにいたしたい、そのような状況にございます。簡単ですが、私からの御報告は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** まず、3の(6) 公用車EV化事業っていうのは年次的な実施を計画調整中とありますけど、現在何台あるのかということで、令和6年度の、これも夏以降に追加配分されて大体台数が決まってくるっていうことなのかっていうことを一つお聞きしたいと思います。

**○今城委員長** 角総務管財課長。

**○角総務管財課長** (6)の公用車EV化事業についてのお問合せでございますけれども、現状EV車の保有台数は3台でございます。それで、令和6年度中はまだこれから検討中ということになりますけれども、公用車保有しております車検のタイミング等もございまして、6年度以降に2台ないし3台程度っていうのを今後検討しながら調整を進めてまいりたいと考えております。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 分かりました。それでは、次に4の現状の課題っていうところで、上の丸の候補地エリアの変電所等空き容量が想定よりも大幅に少ないっていうことで、この意味をちょっと素人で分からないんで聞かせてもらいたいし、変電所っていうのはどこが所有してるのかということも併せてお願いします。

**○今城委員長** 坂隠経済戦略課長。

**○坂隠経済戦略課長** 変電所の空き容量についてというのの御説明でございます。変電所の空き容量というのは、まずこれは既に変電所及び送電線の整備が済んでいる、中国電力さんのほうで。そういった範囲で、現時点で契約、接続ができる、できておる容量のことでございます。今回、事業を対象としておるエリアは弓浜地区の荒廃農地ということでございますけれども、弓浜地区には変電所のエリアが余子変電所と夜見変電所、エリアが分かれておりまして、その場所によって接続する変電所の位置が違うというところでございます。先ほども御説明いたしましたけれども、当初想定しておった規模、太陽光の発電規模を想定しておった変電所の容量ではちょっと足らなかったというところが現実の課題でございます。以上です。

**○今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** そしたら、この変電所っていうのは、もう中電がどうにかしない限りにはその容量が大きくなるっていうことはもう絶対できないっていうことなんですね。

○**今城委員長** 坂隠経済戦略課長。

○**坂隠経済戦略課長** おっしゃるとおりなんですけれども、例えばこの接続できる範囲内でこの事業者が申請をして既存のその変電所の設備、あるいは送電の設備を補強の工事をすると、そうしますと接続できる可能性もございますけれども、それには接続の負担金というものが接続業者にかかってまいってくる関係で、それが高額になると事業性が確保できない。さらには、その接続するための変電所や送電線の工事がかなりの長期間を有するという事なんで、その辺がちょっと課題かなというところがございます。以上です。

○**錦織委員** 分かりました。

○**今城委員長** よろしいですか。

○**錦織委員** はい。

○**今城委員長** ほかにございますか。

では、安達委員が先に。どうぞ。

○**安達委員** 安達です。すみません。この事業ですけれども、今、冒頭で足立さんが説明されたんですけれども。大きな事業だというふうに事業規模、いわゆる事業費も含めて思うんですが、少し中身をもう少し具体的に説明していただきたかったなと思います。今の時点で、この辺のところはもっと細かく事業内容が出てくればなと思ったんですが、ちょっとそこがなかったので聞く部分が自分の中でちょっと混乱してますが、あえて一つ、二つ聞かせてもらったら、一つには今、変電所を、錦織委員が聞かれましたけれども、境港市内にある余子の変電所は、自分が工事をしてるのを見たときに和田の工業団地にできて、稼働途中で今止まっていますけれども、発電所の発電力を受けるために工事をしてるというふうに聞いたんですが、それは間違いはないですか。

○**今城委員長** 岩田経済戦略化産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** お答えいたします。今、計画考えてるところが高圧での部分を考えていると。バイオマスにつきましては、恐らく特別高圧の関係だと思いますんで、そこで容量が違うということになるかと思えます。以上です。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 自分が聞いていたことが曖昧だったかもしれませんが、余子変電所の工事を何年か工事をしておられるというのを見ておまして、変電所の近くは地下埋設をしますよということでもかなり工事関係者が入っておられるのを見たんですよね。これは、そこに立っておられる工事関係者から聞いた話なんで、和田の工業団地で新たな発電所ができるために、その発電所からの発電力を受けるために余子の変電所を変更っていうんですか、工事をして容量を受け取るための工事を進めてるんだよっていうふうに聞いたんですが、それは間違いはないですかっていう意味だったんで、そのことで答えられるところを答えたいと思っています。すみませんでした。

○**今城委員長** 安達委員、今やっていますのが脱炭素先行地域づくりの事業についての課題としてこういうことがございますっていうことですので、今、経済戦略課が当然関連として来てくださっていますけれども、この委員会でエネルギーを受ける受けないっていうことについてのどういうシステム的なことができているかっていうことは、この委員会であまり

扱うべきことではないですので、内容としてね。ですから、答えてくださる程度では答えてくださいますけれども、今、課題だということを認識していただきってということですので、それをどう変えていくのかってということはこの1年間の、半年の間でこの課題についてのことを精査して検討していきますという説明だったと思いますので、そこについてのことで疑念があるということでしたら、その内容についてのことで御質問を絞ってしていただければと思いますのでよろしくお願いします。今の件についての、委員の御質問についての答弁はできますか、やりますか。

坂隠経済戦略課長。

**○坂隠経済戦略課長** 今、委員さんおっしゃった話は、バイオマスの和田浜の発電所の変電所の接続の件だというふうに認識をしておりますけれども、その件につきましては個別の中国電力さんのほうでしておられる工事の関係でありますので、ちょっと私どものほう承知をしております。以上です。

**○今城委員長** 安達委員。

**○安達委員** 聞きたかったのが、これから大きな事業を展開するに当たって、いわゆる電力が発生しますよね。それを受け入れる皿として変電所とかの工事変更とか容量の規模変更とかが始まるんじゃないかなと思って聞こうとしたところでした、今言われたように、先に錦織委員が聞かれたように、発電所が2か所、夜見と余子って言われましたけれども、そういうところに直結するのかなと思って聞こうとしたところでした、そこに行き着くのに、今委員長から指摘を受けましたけれども、つながりとしてはそこだったんですよ。夜見と余子はそのような容量を、この事業を展開するに当たって受け持つだけの容量っていうのは今の時点ではあるのかないのが聞きたい一つの点でした。以上です。

**○今城委員長** 答弁はよろしいですか、答弁どうしましょう。

**○安達委員** ですから、聞かせてください。

**○今城委員長** 坂隠経済戦略課長。

**○坂隠経済戦略課長** 具体的な数値を申し上げますと、当初の御説明でさせていただきましたとおり、全体の計画8メガワットの所要量のところにつきまして、当初想定しておりました夜見変電所管内の候補地のところ、そこで1か所8メガワットを確保するつもりではあったんですけども、ここの空き容量が3メガワットということが判明しました関係で、計画の見直しを迫られているといった現状でございます。以上です。

**○今城委員長** 安達委員。

**○安達委員** それで、荒廃地をつていうような言葉でさっき表されましたけれども、発電をするに当たって、たまたまですけどNHKニュース解説を見とったときに、中国電力管内でいわゆる太陽光ですか、の発電分野っていうんですか、割合は10%程度っていうふうに、画面が流れてしまいましたからはっきり分からなかったですが、容量としては火力、水力、原子力ありますけれども、いわゆる電力として太陽光から出てくる発電量っていうのは少ないっていうふうに言っておられたのがちょっと一瞬気になったのは、なぜかっていう理由づけで不安定だ、気候によって非常に電力が出にくいときと出やすいときがあって不安定であったために、このことがちょっと自分は受け止めとしては気になったところですけども、その点はその発電として荒廃地利用をとかっておられますけれども、どの程度お考えでの事業内容か、もう少し具体的に教えてもらえるところは教えてもらい

たいですけど、どうですか。

**○今城委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 太陽光発電とその事業スキームということではありますが、大きな考え方を私のほうから御答弁差し上げたいと思います。

太陽光発電、今、非常に増えております。それから、一つだけ正確性を期すために、先ほど来御答弁申し上げてる中で中国電力という言葉を使っていますが、正しくは今の発電と送電が分離されておりました別会社になっておりますので、中国電力ネットワークという送電だけをやる会社が今できておりますので、送電の問題は中国電力ネットワークという会社がやってるということ、ここは正しくはそうだとおっしゃることを申し上げておきます。そして、基本的に太陽光は天候によって非常に不安定だということは御指摘のとおり、夜間は発電しないわけでありまして、日中でも曇りあるいは降雪のときには発電の能力が基本的に落ちるといふ不安定さを持っているということでもあります。ただ、再生可能エネルギーの大きな柱として事業が推進されてるという部分も御存じのとおりであります。したがって、今回、米子、境港、そしてローカルエナジー、ごうぎんエナジー4者で申請したこの柱を、太陽光を活用するために併せて蓄電池の整備もやっていくということ、事業の内容としております。つまり発電したものをそのまま流すということになるとその供給が不安定になりますので、それと蓄電池を組み合わせること、大規模な蓄電池を組み合わせること、日中あるいは好天時に発電したものを一定程度ためて、そして発電できないときに供給すると、こういう仕組みを考えているということでもあります。もちろんそれによって発電量の不安定さが完全に解消されるわけではございませんけれども、夜間に電力が必要になったとき、先ほど説明しました水道水源地に設置するものもこれ蓄電池と組み合わせることでその機能を安定的に発揮させるような仕掛けを考えておりますし、太陽光についても蓄電池と組み合わせることで一定程度安定供給をしていく、こういう仕掛けになっているということ、御理解いただきたいと思っております。以上です。

**○今城委員長** 続いて。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 先ほどの錦織委員の質問に関連するんですけれども、この資料でいきますと5番の今後の対応にあります、現在協議、検討されているのは実施主体である境港も、別かかもしれませんが、ローカルエナジーとごうぎんエナジーなんですけど、確実な事業実施につなげるための調整を行う先ということなんですけど、今までのお話、説明を聞いてると、新地調整のための調整とも聞こえますし、中電ネットワーク、そこの調整とも聞こえます。また、そこが今、容量が想定以上に少なかったということで、容量の中で今予定の地域のほうに事業を進めていくっていう選択肢もあるというふうに理解するんですけど、この夏の交付金の追加配分を受けるためには、実質その調整期間が半年ないと思うんですけどその辺りの見通しっていうのは立っているのでしょうか。誰とどのように調整をしながら追加配分に向かわれるのかっていう、もう少し詳しく教えていただけますか。

**○今城委員長** 坂隠経済戦略課長。

**○坂隠経済戦略課長** これまでもやっておったんですけど、調整のほうは今、委員さんおっしゃったように、実際に事業を行うローカルエナジー、共同提案者でありますし、かつ事業実施主体であるローカルエナジー、それから合銀さんと等々でございます。そこから

関係機関というところで、先ほども出てまいりましたが中国電力ネットワーク、その他の機関との調整を進めていっとるところでございまして、今後の見通しという部分につきましては先ほど申し上げたように8メガワットのまとまった土地が1か所で確保できないということが判明しましたのでこれについて分散をしまして、その変電所エリアを分けて高圧で実施できる候補地を選定を今しておるところでございまして、これと並行しまして、空き容量の状況に基本的に左右されない小規模な低圧という手法もございまして、こちらの数複数を複数か所設けることで目標の発電量を確保していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。ここに落としどころがあるというところに向かって今、調整されているということで、ありがとうございます。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

戸田委員。

**○戸田委員** この事業の推進に当たっては、今説明があったように荒廃農地の利活用が一番キーポイントではなかろうかなというふうに私は思います。その利活用に当たっては、これから農地法の関係、農業振興地域除外というような大きな課題がこれから出てくるであろうというふうに思うんですが、そうした中でやっぱりこの事業について停滞感がちょっと否めない部分があるんですけれども、やはり副市長さん今日おられるので、庁内にプロジェクトチームを発せられてこの事業を推進するという考え方はないんですか。その辺のところを伺っておきたい。

**○今城委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 戸田委員御指摘のとおりであります。十分に私が機能していないという御指摘を受けるのを覚悟で申し上げますと、既に庁内プロジェクトチーム私がトップを務めてやっておりますし、4者共同の、先ほど矢田貝委員からも御指摘もあった、いわゆる落としどころを目掛けて4者共同の推進会議というのを持っておりまして、これも私が座長を務めております。また、ゼロカーボンという大きな目標に向かって、まずは米子市役所も含む公共施設分をカーボンフリーにしてという目標を立てておりますので、ここに向かって全庁で取り組んでいきたいということで、今日も実は経済部の経済戦略課、これは荒廃農地の担当をさせておりますし、全体の統括は環境政策課がやっておりますけど、庁内管財については総務管財課も来てるのは公用車等々の問題がございまして。こういった形で全庁で取組の体制を取ってやっております。ただ、今回の問題改めて御理解いただきたいのは、非常にチャレンジングな目標を立てたんだけど、いかんせん具体的な計画を立てて中国電力ネットワークにこれでどうでしょうかという協議をしたら、思いのほか変電所とか送電線の容量がなかったということで、これはやはり具体的な事業計画をつくって協議しないとこれは判明しないことでもありますので、これは致し方ない。この点は環境省もよく理解していただいておりますし、じゃあ次の手としてどういう手があるのかということは今模索し、実際調整にも入っております。そして、その調整を終えて、夏過ぎに予定されている追加配分に向かいたい、これが今の状況であります。以上です。

**○今城委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** いろいろとチームつくられて多角的に検討しとるんだという答弁だったの



かというふうに思うんですが、やっぱり経験則でいけば、やっぱり農業地域の除外申請はなかなか難しい部分が多岐にわたっておる、そこが一番キーポイントだろうというふうに私は理解しておるんですけど、そういうふうな観点からいけばやっぱり農林課、農業委員会、そういうふうなところも十分に参画させてこの事業を推進していければなど、私は思っるところでございまして、その辺のところでも十分に検討されてこの事業を進めていただきたい。これは要望しておきたいと思います。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

西野委員。

**○西野委員** 戸田委員が言われるようにこの事業を進めていきたいとは思いますが、米子市の景観地区、これにソーラーパネルが設置されているところがありまして、その景観地区の条例をつくったときに太陽光っていうのはそんなになかったと思うので、景観地区に太陽光は置かないというのはないんですけど、今後太陽光を設置する際に景観地区、景観を守るのが景観地区であると思うので、景観地区にソーラーパネル、これちょっと条例か何かで景観地区には太陽光パネルを設置しないというのはちょっと難しいんでしょうか。

**○今城委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今現在我々が考えている場所は、恐らく景観条例等の問題があるところを考慮しておりませんので、今回の報告とは直接関係ない、だとは思いますが。そういった御意見も議会のほうに出していただければということであれば、具体的にちょっとどこのほうかということもまた教えていただいて、これはその辺の課題をどうするのかということは議会と一緒に議論する余地があると思っております。また、景観条例って様々、要は景観を守るということを、そのことを否定する人はいないと思いますが、一方で、その結果様々な規制が起きると様々な事業活動を含めて影響を受ける事業者の皆さんもいらっしゃる、これのバランスをどう取るのかっていうのが多分一番大きな肝になるんだと思いますので、これは具体的な課題等また教えていただいて、議会と一緒に議論していければというふうに思います。以上です。

**○西野委員** よろしくお願ひします。

**○今城委員長** ほかにございますか。

土光委員。

**○土光委員** 変電所関連のことでちょっと追加で聞きたいと思ひます。答弁で、最初空き容量が8メガワットと想定していたけど実際3ぐらいしかなかったという話ですよ。この夜見変電所そのものの処理能力は幾らできる場所だったんですか。

**○今城委員長** 坂隠経済戦略課長。

**○坂隠経済戦略課長** 先ほども申し上げましたけども、当初考えておった8メガワットが供給できる箇所、一まとまりの場所が夜見変電所管内の場所、土地だったというところでもございまして、現時点の夜見変電所の許容できる容量というのが3メガワットだということが判明したところが現在の課題というところでもございまして。以上です。

**○今城委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、聞いてるのは、その空き容量が実際3しかなかった、8を想定していた。もともと夜見変電所の処理能力は幾らのところなんですかというのが質問ですけど。

○**今城委員長** 坂隠経済戦略課長。

○**坂隠経済戦略課長** 変電所全体の能力というところまでは、すみません、ちょっと把握をしておりません。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから、今現状として3メガワットしかなくて、8メガを想定してた。もしこれを3メガをもっと増やそうと思うと設備の更新とかいろいろで負担金は求められる。それから、するとしてもそれなりの工事期間が必要だ。例えば、多分協議をしたと思うんですけど、この3を想定どおり8ぐらいに増強しようとした場合、負担金がどのぐらい求められるのか、それから工事期間というか、どのくらいかというのはどうだったんですか。

○**今城委員長** 岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** お答えします。結論から言うと協議自体はしていません。これは中国電力ネットワークさんに対して8メガの計画を出して接続検討の申請を出さないと結果が返ってこない、それには図面を引いて3か月ぐらい時間が要して、かつお金もかかってしまうということで、空き容量が分かった段階でもう出さないことにしました。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** でも今の答弁で、増やそうと思うと、どういった、かなりの額かそれなりか分からない、負担金がかかる。でも、それってどのくらいかかるか、もちろん正式には分からないかもしれんけど、想定されるのがこのくらいだろうからちょっとそれはやめたという判断をしたと思うんですけど、そうすると、どのくらいの負担金がかかるというふうに想定されていたんですか。

○**今城委員長** 岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** あくまで下話程度ではございますが、事業実施しようと思うと数年単位、数億円の規模でかかるということを知っておりまして、もうこれは事業性がとれないというふうに判断をいたしました。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 数年単位、数億円ぐらいと想定したということですね。今、実際現状として3メガワットしか空き容量がない、なかなか増やすことは時間とか期間で難しいということで、じゃあこれからこの太陽光パネルとかを設置で、もう前提3メガしか増やせないという前提で計画を進めていこうとしているのか。文章見ると、設置が困難であることが判明した。8メガを想定していたけど3メガしか駄目なんで、もうそれでいくしかないみたいに読めるんですが、ただちょっとやり取り聞いていると、例えば蓄電池のこととか、それから低圧関係で小規模で分散するとか、いろんな可能性があるというふうな話も答弁があったのですが、実際その辺は見通しとかこれからのやり方はどうなんですか。

○**今城委員長** 坂隠経済戦略課長。

○**坂隠経済戦略課長** 失礼します。先ほども申し上げたとおり、ちょっと重複する部分もごさいますけれども、夜見変電所管内の3メガについては、ここをなるべく活用できる形で確保をしていきたいと。余子変電所管内の空き容量がまだございますので、そちらのほうで可能な高圧を確保したいということと、それでもさらに足りないといった部分につきましては、これも先ほど申し上げましたように、小規模な低圧のほうで数とその発電の容

量を稼いでいきたいと、そういった計画で進もうとしているところでございます。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 余子はまだあるみたいなのという話もしましたが、どのくらいある、というふうにある。それから高圧電ってやつで、その低圧だったらこういった空き容量云々の問題は生じない。

○**今城委員長** 坂隠経済戦略課長。

○**坂隠経済戦略課長** 余子変電所管内は現時点で6メガワットの空きがあるということを知っております。それから、低圧に関しては空き容量の状況に基本的には左右されないというふうに申しあげましたけれども、これはそのとおりでございまして、高圧の場合はそういった接続どおり新たな施設の設置とそれに係る経費等の負担がございまして、低圧の場合はそういったものはかからないというふうに聞いております。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** これは単に数字の足し算だけの話になりますが、8メガ想定して4メガ、3メガしかなかった、今の話で余子は6メガくらいある、足し算すると9メガは余ってますよね。そうすると、想定8メガは何かいくんじやないかというふうに思ってしまうんですが、どうですか。

○**今城委員長** 坂隠経済戦略課長。

○**坂隠経済戦略課長** 数字上3メガと6メガという形で8メガを超えてはおりますけれども、これも冒頭に申しあげましたように、接続の申請をした結果、接続はできても負担金が幾らになるかというところで、この事業も採算性が確保できるかどうかというところの判断もございまして、またそういった条件に合った場所、いわゆる荒廃農地の場所が確保できるかという問題もございまして、今、その候補地の適当な場所を探すということを努力をしているところでございます。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと負担金のことで、接続はできるけれども負担金を求められる、多分これ一般論でそれがあろうと思うんですが、それと、今までの議論の容量を増やすための負担金という、これ別物ですよ。と思うんです。どうですか。

○**今城委員長** 岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 接続検討の結果、連系工事負担金ということで幾らかかりますよっていう回答が来ます。この場合に空き容量を超えてっていうことになる、当初かかるものに加えて大幅に上がるというようなことでございます。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。様々な可能性を追求してやっていただきたいと思います。それから、ここの荒廃農地の太陽光パネルですが、これってどういった形、例えばソーラーシェアリングという形を考えている、そういう実施ということも考えているのですか。

○**今城委員長** 坂隠経済戦略課長。

○**坂隠経済戦略課長** ソーラーシェアリング、いわゆる営農型につきましては、その可能性をこれまで検討してまいったところでございますけれども、現状といたしましては多くの課題があるというところでございまして、農業実施者も確保しなきゃいけない、それか

ら、実績のある発電形態、パネルの形態を選ばなきゃいけないということ。加えて、営農するために整地費用がどうしても通常の野立てよりも多くかかってしまうということと、あと発電効率の関係があって通常の野立てのパネルよりも確保する農地の面積がより大きくなってくると。種々の課題がございまして現時点で残りの事業期間を考えますと基本的にソーラーシェアリング、野立ての実施は困難ではないかなというふうに判断したところでございます。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** この可能性を検討するときに、これ全国の事例ではソーラーシェアリングでやってるとするのは事例としてはたくさんあると思うんですが、この検討の中でそういったやってるところの視察というか、そういったところは視察は行ったところはあるんですか。

○**今城委員長** 岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 実際にローカルエナジーさんと一緒に、1か所ですが視察に行っていました。

○**土光委員** できたら場所も。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 三重県ですね。

○**土光委員** 三重県。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** ちょっとあんまり詳しいことは。

○**土光委員** 分かりました。1か所行ったということで。

委員長。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。あとちょっとそれ以外でちょっと聞きたいことは、1ページの説明で2番の実施状況、(2)太陽光発電PPA事業、これ説明で今2か所やって、来年度からという説明だったのですが、これもう4月から稼働するという意味に取っていいですか。

○**今城委員長** 足立環境政策課長。

○**足立環境政策課長** そういたしますと、いつからかということをお答えさせていただきます。はっきり4月ということは申し上げにくいのですが、年度当初、4月あるいは5月、春先には協議開始したいというふうに思っているところでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから、あと3番の(1)再エネ供給事業、これってこの事業というのは、実施状況の1で説明がありますが、自前で発電して自己託送で自分のところで供給する。今、2の(1)ではそれが一つやられている。それ以外でも実施できる施設がないか、つまり自分で発電して自己託送を使って自分で消費する、そういった組合せというか、そういったことがほかの施設でもないかどうかを検討するという意味に取っていいですか。

○**今城委員長** 足立環境政策課長。

○**足立環境政策課長** 委員おっしゃられますように、自分のところで発電してというところをまず選ぶ必要がございますし、ただ送り先につきましてはどこでもいいというわけではございませんで、基本的には24時間稼働するところというところが送り先ということに必要なことでございますので、そこは今ちょっと調整、選んでいる段階でございますし

て、なかなかすんなりとどこでもいっていいわけではございませんので、はっきりと今の時点でここということは申し上げにくいところはございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。そういったことを検討していくということですね。今、答弁で、消費する場所は24時間稼働してる設備でという条件が要るということですが、これ何ですか。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** よく御案内のとおり電力というのは発電と消費がバランスを取れてないと、それはそれで大停電等の大きな問題がおきるというのはよく御存じのとおりです。今現在クリーンセンターと下水をつないでるこの最大のメリットは、両者とも24時間発電し24時間計画的に電力を使ってるという施設の特徴がまさにいわゆるバランスが取れる場でありまして、このようなものはこういった事業では理想的な形だということを御理解いただきたいと。もちろん発電が24時間でなくても、その発電時間と合わせたような消費電力を持っている施設があればマッチングできるわけでありまして、そういったことを先ほど今担当課長のほうが申し上げたということでもあります。以上です。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「はい」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了をいたします。

次に、一般廃棄物処理におけるごみの減量化等の施策について、当局の説明を求めます。

高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 一般廃棄物処理におけるごみの減量化等の施策について御報告させていただきます。お送りしております通知の資料を御覧ください。資料は、報告資料として詳細を記載をしておりますものが4ページで、この後ろに別紙1として今後の混合粗大ごみ処理体系のパターン案を添付しております。それでは、資料に沿って御説明いたします。

本市では、令和3年2月策定の第4次一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化等の施策に取り組んでいるところでございますが、施策の見直し及び推進状況等について8点御報告いたします。まず1、高齢者及び障がい者のごみ出し支援についてでございます。高齢者及び障がい者、以下高齢者等と呼びます。のごみ出し支援につきましては、少子高齢化、人口減少の状況を踏まえ、福祉保健部局と環境部局から成る庁内組織で検討を進めてまいりました。内容としましては3段階で考えておりまして、まず既存のツールを改善、活用すること。次に、介護保険及び障がい者福祉サービス、以下福祉サービスと言います。この活用に向けた環境の整備を行うこと。さらに、それらで支援し切れない方々に対して新たな支援制度を検討していくというもので、認知機能や身体機能など様々な困難さを抱えた方々に対し多角的な支援を図ることとするものでございます。

具体的な内容としまして、(1) 既存ごみ出しツールの改善、活用でございますが、①A3判簡易ごみ分別ガイドの作成を行います。現在のごみ分別収集カレンダーでは、文字が小さい、掲載情報が多いなど感じられる高齢者等に対しまして、ポイントを絞り、イラストを多く活用した見やすい簡易版のガイドを配布するものでございます。②ごみ、資源物分別アプリの利用促進を行います。現在配信中のごみ、資源物分別アプリ「さんあ〜る」

は、品目を入力すると分別方法を検索できたり、お住まいの校区を設定いただくと収集日を前日または当日にアラームでお知らせするなどの機能がついたアプリとなっており、高齢者等に対して積極的に利用促進を図っていくというものでございます。

次に、(2) 既存福祉サービスの活用に向けた環境整備でございます。①福祉事業者専用ごみステーションの設置の検討でございますが、市有施設に福祉事業者、これは在宅の要介護者や障がい者の方に訪問サービスを提供する事業者でございますが、利用者宅から排出されたごみを朝の8時30分までという時間の制約なく持ち込めるごみステーションを設置することで、福祉サービスの活用によるごみ出しを可能とするものでございます。こちらは実証事業として令和6年に実施し、課題等の検証を行うこととしております。期間は令和6年度の当初から準備を行い、令和6年6月から令和7年3月までとしております。場所は以下の市有施設敷地内2か所、対象者は福祉サービス事業者で80名程度を想定しております。検証につきましては、事業を継続しながら随時行い、持ち込まれるごみの量や質、臭い等の周囲への影響、また管理業務量等を確認してまいります。これらは長寿社会課、障がい者支援課が中心となって行ってまいります。②福祉事業所内ごみステーション設置の検討についてでございますが、①の次の段階としまして、実証事業の検証を踏まえ民間の福祉事業者施設内で①と同様のごみステーションの設置について検討を行います。

(3) その他でございますが、長期取組の進捗状況管理や今後の取組内容の検討などにつきましては、引き続き庁内検討会において検討することといたします。

2つ目、混合粗大ごみの処理についてでございます。混合粗大ごみの処理につきましては、令和4年度に実証事業を行っており、課題整理を行った上で令和6年度から全市的な事業実施を目指すこととして御報告をしていたところでございます。しかし、実証事業結果を踏まえて検討を行った結果、次期ごみ処理施設稼働までの間は事業者の協力を得ながら民間事業として行うことといたします。(1) 実証事業の検証につきましては、令和5年7月閉会中委員会での報告の内容になりますが、①全市展開において搬入量が受入れ可能であること。施設内搬入の動線及び安全性の確保が可能であることなどが確認できました。②処理費用につきましては、利用者の実費負担とすると10キロ当たり1,901円かかり、想定を大きく超える額が必要であることが分かったところでございます。

(2) 検証を踏まえた検討状況でございますが、実証事業を全市展開した場合の経費は10キロ当たり2,105円と見込まれ、当初想定385円を大きく超えました。このため他の手法についても再度検討しましたが、結論としましてはいずれの手法についても本市が委託事業または直営事業で行うことは現実的には困難であると判断したところでございます。各手法の検討内容につきましては、資料一番後ろの別紙1、今後の混合粗大ごみ処理体系のパターン案を御覧ください。一番左の列が令和4年度の実証事業の内容となっております。2列目A案はクリーンセンターを拠点とする回収で、実証事業の課題を整理した上で全市に拡大するというものになります。実証事業では経費に人件費を含めておりませんでしたがこちらには含めており、表、中ほどの処理手数料の案のとおり10キロ当たり2,105円と、処理経費を賄うための処理手数料が高額であり、市民の負担が大きいという結果になりました。次にB案は処理の方法はA案と同じですが、手数料の額を処理品目ごとに設定したもので、備考欄にございますように例えば座椅子が2,105円、マットレスが6,315円と、A案と同様に市民の負担が大きいという結果でございます。C案

はクリーンセンターに搬入された混合粗大ごみをセンター敷地内で直営で分解処理を行えないかというものでございますが、荷下ろし、分解、仮置きなどに必要なスペースが確保できないため不可という結果でございます。D案はC案と同様のことを伯耆町のリサイクルプラザで行えないか検討したものでございますが、こちらにも必要なスペースが確保できないため不可となっております。最後に太い枠で囲っておりますE案でございますが、市民が許可事業者へ搬入し、許可事業者が民間事業として処理するというものでございます。市内一般廃棄物処分業の許可業者は4社ありますが、混合粗大ごみ処理には2社、株式会社山陰クリエート様と有限会社海老田金属様が対応可能ということでございます。

では、3ページ目にお戻りください。(3) 今後の方針でございますが、(2) の状況から、本市におきましては市内に混合粗大ごみの処理が可能な一般廃棄物処分業許可業者があることから、令和13年度までの間は当該許可業者の協力を得ながら民間事業として混合粗大ごみの処理を行うこととし、市はこの事業者を市ホームページ及びごみ分別カレンダーなどでお知らせしていくことといたします。なお、令和14年度供用開始予定の鳥取県西部広域行政管理組合が整備する一般廃棄物処理施設におきましては混合ごみの処理を行う予定となっており、引き続きごみ分別区分を含め、ごみの適正な処理に向けた検討を行ってまいります。

3、SNS活用による普及啓発・情報提供の推進でございます。令和4年度から実施しておりますYouTube「よなご環境チャンネル」を活用し、普及啓発を実施しております。令和5年度につきましては以下のとおり2本動画を掲載したところで、今後も掲載を増やしていきたいと考えております。

4、生ごみ減量化の推進でございます。生ごみ処理機等購入費補助金につきまして、現在購入前としております補助申請を、令和6年4月から購入後の補助申請に変更することで、実績報告、補助額の確定等の手続を簡略化し、本補助金の活用を促進し生ごみ減量化の推進を図るものでございます。

5、事業系ごみ減量化の推進でございます。事業系ごみの適正処理、減量化につきましては、これまでも事業者向け啓発チラシを作成し事業者へ配付してはりましたが、内容を更新し、ごみ排出事業者、許可事業者に対して郵送やクリーンセンターへの搬入時に手渡しするなど周知・啓発を行ってまいります。

6、環境教育の推進でございます。様々な年代に対し一斉清掃等の周知、環境教育の推進を図るため、市内高校生が作成したポスターを市内小・中学校、公民館等に提示するものでございます。ポスターは現在作成中で、春の一斉清掃の際には市内各所に掲示する予定としております。

7、し尿収集体制の一部見直しでございます。現在許可制でし尿収集業者が行っているし尿の収集業務におきまして、取り巻く環境を踏まえ、安定したし尿収集体制の確保、生活環境の保全体制の維持を目的とし、令和6年度から市の委託業務に変更するとして御報告をしておったところでございます。その開始時期を令和7年度からに見直すものでございます。理由といたしまして、市が手数料の調定や収入状況を管理するために行いますし尿処理利用者台帳の新規登録につきまして、令和6年1月から同年3月までの3か月間でし尿収集の際に作業員がチラシを手渡しし説明等を行う予定としてはりましたが、収集の頻度が家庭によっては半年から1年に1回程度と間隔が長い家庭が一定程度あるこ

とが分かったことをごさいますしてそのようにするためでございます。全国、事業実施に向け事業者等の調整になお時間を要しているところもありまして、今後十分な移行期間を設定し、この間利用者に対する戸別訪問での対応や事業者との調整を行い円滑な事業実施を行おうとするものでございます。

8、その他でございますが、令和6年度からごみ収集体制の効率化に向けて実施いたします家庭ごみの収集区分・収集方法等の一部見直しにつきましては、市ホームページ、よなごみ通信、地元説明会などで広報に努めており、混乱なく確実に実施できるよう準備を進めているところでございます。見直し内容につきましては、収集回収を変更するもの、収集区分をまとめるもので記載のとおりとなっております。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 今説明の中で一番最後になるかなと思って聞いておったんですが、和田町内で自治会会議が定期的にあるんですけれども、先月そこで説明に来られる予定だったようなんですけれども、たまたまほかの箇所と重なって来られなかったということなんです、新しく見直しをされるということでこの3点が上げてありますが、もう少し、いわゆるそのとき配られた自治会長さん方への回覧として、こういうだけ、これの品目はこれだけをこれから4月以降こうやって見直します、変更しますっていうことだったんですが、そこだけ特出、取り出して何らかのほかの掲示の仕方、啓発の仕方っていうのはないかなと思って直接電話をかけて聞いたんですが、今のところ用意してませんと、1月末だったかな聞いたんですが、ほかに予定はないですか。いわゆるこれだけ変えますと、今後これだけ6年度4月以降こういう見直しをして変更はしましたと、しようとしてますと、それを例えばごみステーションに、自分だったら貼り付けてよく分かるようにしたいなと思うんですよ。というのは、結果的にあもう残されたものは自治会で処理しなきゃいけないので、できるだけ啓発を徹底してもらいたいというのと、分かりやすい告知の仕方っていうのはないかなと思って伺いたいと思うんですが、どうですか。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** 周知の方法でございますが、まずは回覧等で行うこととしておりまして、御指摘のとおり収集区分や日にちが変わるものですのでホームページ、市報等を使ってはしていくこととはしておりますが、もう少し何かできないかというところを今後、期間は短いですが考えていきたいと思っております。

**○今城委員長** 安達委員。

**○安達委員** 重ねてですが、班回覧は確かに回しました。でも、具体的に言いますよ、班回覧のいわゆる情報がすごく多いと見ない人もおったりして、ですからごみステーションにこういう掲示の仕方です分かりやすい表記ができないかなっていうことを重ねて考えたわけです、班回覧は実質見る力っていうか効果があんまり自分は考えなかったことが多いので、そこはもう終わってますけれども、ぜひともステーション何か所かありますので、そこをもう少し周知徹底を進めるための掲示の仕方、内容をお願いしたいと思います。以上です。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。



**○高浦クリーン推進課長** ステーションの看板という御指摘があったと思いますが、ステーションの看板は掲示していらっしゃる場所もありますが、ないところもかなり多いというふうに認識しております。クリーン推進課としては看板を全て設置することは考えておりませんでした。令和6年度のごみ分別カレンダーのほうでは表紙のほうでもその内容を掲載していたり、各分別区分のところでももう一度説明していたりということですので、そういったところを使って広報していきたいというふうに考えます。以上です。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

錦織委員。

**○錦織委員** 今のその他のところからちょっとお聞きしたいんですけど、見直し内容はこれでいいとは思いますが、牛乳パックは別に縛って出さないといけないって、何か面倒だなとは思ってたので今回これはいいとは思いますが、そもそもなぜ牛乳パックは別にしてたかっていう理由があったと思うんですね。それを今一緒にしていいのかなという感じがするんですけど。

**○今城委員長** 池口クリーン推進課長補佐。

**○池口クリーン推進課長補佐兼廃棄物対策担当課長補佐** 牛乳パックなんですけども、今回変更点は本・雑誌・紙ごみに入れるんですけども、今までですと、品質がいいものですので、本来ですと有価物として上質なもので買取りができるんですけども、年々こういったものが市の収集で少なくなってきたりして、どうしても費用対効果から考えますとやはりこの部分だけを回収するというのはやっぱり費用が異常にかかるものでして、これを古紙類、本・雑誌・雑がみに入れまして収集させていただくという形に変更させていただきたいと思っております。以上です。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** それ聞くといいのかなとは思ったりしますが、収集量も減ってきてるし費用対効果ということもあるってということで、これ残しなさいってことはちょっと言えないのかなって、私もちょっと今の理由を聞いて思います。特に反対はちょっとできなくなって思いました。

それで、ちょっと2の混合粗大ごみの処理についてっていうところでなんですけど、これ廃棄物処理の審議会ですかね、何か審議会があるんですけど、それで去年出たときに、去年でしたかね、鳥取市とかはもう前からこれやってるよっていうことで鳥取市の方に聞いたんですけどコンビニで何かシールを買って、それで、そのシールをたんすならたんすに貼って前の日にでも電話しとくと、家の前に置いとけばもう引き取ってくれるってということで、金額もそんなに高い金額じゃなかったと思うんですけど、鳥取市とかもいろいろ参考にされてると思うんですけど、鳥取市っていうのはみんな民間事業者に出してるんですかね。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** 鳥取市の混合ごみの処理についてでございますが、鳥取市も委託で行っていらっしゃいます。料金設定につきましては、品目ごとに500円、1,000円、1,500円などと設定して処理をされているところでございます。事業の内容につきましては聞き取りを行ってございまして、手数料としてはそのような額なんですけど、実際に

かかっている経費としては実際に市民の方の負担は10分の1程度ということで伺っておりまして、9割程度は財政の持ち出しもあるということをお伺いしております。そのようなこともあってなかなか同様のことは難しいということも考えているところでございます。以上です。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** そういう市の負担というのが発生してるんだろなというふうに思ってたんですけど、ただ鳥取市でできて米子市民は何かそのまま負担を求められるっちゃうのもどうなのかというふうに思いますけど、10分の1で鳥取市が出せて米子市は100%という感じを想定しておられるんでしょうか。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** 今回の検討では、かかる経費を市民の負担で行うということをお想定しておりました。クリーンセンターへの搬入につきましては、リサイクルプラザへの搬入ごみも同じですけれども、処理にかかる経費を搬入する方が負担するというような設定で金額が設定されております。ごみ収集するもの、ごみ袋などについては排出者、市民の方と行政とが約半分等の設定もしておりますが、今回は持込みということでもありましたので、また新たな取組でございますので新たな財政負担を生じない、発生させないというところで全額負担をというところで設計をしたものでございます。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** ちょっと全額負担っていうのはやっぱりちょっと行政として問題があるんじゃないかなというふうに思います。ただ、一般ごみっていうのは市町村が責任を持ってやらないといけないっていうことで、混合粗大ごみっていうのがどういう取扱いになるか詳細、ある面ではどうか、市民が出すごみなのでそれは責任を持って処理しなきゃいけないっていうことがあって、それを処理はするけどみんな市民負担ですよっていうことになると、ちょっと市民は納得できないんじゃないかなというふうに思います。これはここだけでいろいろ論争してもしょうがないとは思いますが、皆さんもそういう思いにならないのかなというふうに思いますけど、どうなんでしょうか。そういう聞き方は駄目ですね。庁内ではこれを提案するのにいろいろ議論あったと思うんですけど、そういう疑問点とかなんとか出されなかったんでしょうか。

**○今城委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** いわゆる混合大型破碎ごみですね。これの費用負担のパターンについてありますが、一定程度行政負担を求めることを全く否定するわけではございませんが、一般生活ごみ、これ一般生活ごみも生活のスタイルによって量の多い少ないというのはあると思いますが、今後粗大ごみだけは排出するごみの量がかなり個人、御家庭によって違うという特性があるものではないかなというふうに思います。それを同じように1施設でいわゆる行政負担でやっていくということについてどの程度コンセンサスが得られるのか、もちろんこれやるとなれば議会のほうと御相談しながらということになると思います。先ほど御説明しましたとおり、ということもあって令和14年稼働を想定して今取組を進めております次期の西部広域行政管理組合中間処理施設においては、破碎機もその中間処理施設に整備して、いわゆる混合粗大ごみの破碎処理、そして中間処理、そして最終処理まで処理できる体系をつくらうとしているということをお伺いしております。

います。たしか鳥取市は、私の記憶であれば、私も1回元鳥取市民でしたんで持ち込んだことがありますけど、白兔のところに持ち込んで破砕できる、市民の持込みもできるんですよ、実は。私、実際持っていったことがありますんで。持ち込んで破砕機、もちろん有料ですけど、できる設備がもう既にありましてそういったことも可能ということではありますが、先ほど来申し上げてるとおり現在のクリーンセンターなりそれからリサイクルプラザではそういう体系が装備されておられませんのでそれが難しいという環境の違いがある。それが、ひいてはコストの差にも多分つながってるんだらうというふうに思いますので、行政負担の在り方っていうのはその議論を否定するものではございませんが、我々としては当面は最も合理的かつ負担も少ない業者の方にやっていただくというやり方を選択しつつ、14年度以降の体系につなげたいところで考えている、これが一番合理的じゃないかなというふうに考えているということでございます。以上でございます。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 市民は合理的だとは思わないと思います。これは言っときたいと思います。以上です。

○**今城委員長** ほかにございますか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 何点かお願いします。今回の御報告の中の大きな1で、高齢者及び障がい者のごみ出し支援についてということで伺っているところなんですけども、これは福祉サービスを利用しないところの高齢者、障がい者の方々へのごみ出し支援を新たな支援制度として、福祉保健部局と環境部局が御検討されているという理解でいいのかということ、その中のその他のところにある高齢者等ごみ出し支援庁内検討会議というのがそれなんだろうかとこののをまず確認させてください。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 庁内検討会につきましては、福祉サービスへの活用をしている方、されていない方にかかわらず、ごみ出しに困っている障がい者の方、高齢者の方などに対してどういった支援ができるかというところを検討するものでございます。検討会についてはおっしゃるとおりで、この場でするようになっております。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** そこにはまちづくりは入ってませんか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 構成員といたしましては、福祉保健部局から福祉政策課、長寿社会課、障がい者支援課。環境部局からはクリーン推進課、この4課で行っております。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 私は、せっかく庁内でこの高齢者等のごみ出し支援を御検討されるのであれば、今この報告項目に出てることだけを見るとすこっと抜けてるなっていうところがあったのであえて質問させていただいたんですけど、地域の支え合いっていうところで補える部分っていうのが議論が入ってないんじゃないかなっていうふうに思っています。今日の報告ではないんですけども、そもそものそのメンバーを聞いたときに視点が欠けてるような気がしますのでこの点は指摘をさせていただきたいと思います。

次に中身についての質問なんですけど、(2)の既存福祉サービスの活用に向けた環境整

備のところなんです、市内の市有施設ということでふれあいの里と心身障害福祉センターですけど、この周りにも既に普通に住居はありますよね、一般の方々の。そこも含めて、その中の施設のどこにまず集めるエリアを想定されて、どのような設備、機能のところはその集まったごみを集められてその回収の何ていうんですかね、期間っていうんでしょうか、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 時間の制約のないステーションについてでございますけれども、まず場所といたしましてふれあいの里の中の、ふれあいの里の建物とシルバー人材センターの建物の間に通路というか、屋根がございますが、その屋根の下の、昔は恐らく植栽か何かがあったようなところでかなりスペースがありますので、そちらのほうに設置を考えております。心身障害者福祉センターにつきましては、隣にグラウンドが隣接しておりますが、その角のところはちょうど切れ込みになっていましてスペースが開いておりますので、そちらのほうに設置ということを考えております。ボックスにつきましては、1か所が40世帯当たりのボックスを考えております。具体的な大きさとしましては、縦が90センチ、横が156センチ、高さが120センチ程度で蓋のついたものになります。目安としましては、40リットル袋だと30袋程度入るというもので、高齢者のみであれば20リットル、30リットルになるのではないかと思いますので、十分な容量があるというふうに考えております。収集につきましては、通常地域の収集ルートで収集を行います。なので、例えば可燃であれば月、木であるとか、不燃であれば何々の日とか、そういったことで全く通常のルートと同じということで回収を考えております。以上です。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。その事前の80名なんですけれども、2か所ですので40、40だというイメージでよろしいのでしょうか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** そうですね、40名、40名ということでの御質問ですけれども、一応置場の容量としては40世帯分が1つということで考えておりますけれども、2か所設置しておりますのでどちらでも選んで近いところで持っていただくような形で考えております。必ずしも一方で40世帯のみというような設定はしてないというところがございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 検証のところは臭いとか量とかいろいろとありますけど、80に対してどこのところに持ち込まれるかっていうのは、必ず2か所どっちかだと思っておりますけれども、どれぐらい持ち込んだみたいなの把握までされるんですか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** どの方がどちらにとかって……。

○**矢田貝委員** 業者がですよ。

○**高浦クリーン推進課長** 事業者のほうを持ち込みますが、どこかの時点でどれくらいっていうのは確認をしていくものと思っております。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 検証でございますので、長寿社会課であつたり障がい者支援課のほ

うで随時状況を把握、排出状況とか確認をする予定にしているところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** これは具体的に80名が出てきそうだとこのことが見えてるっていうことでよろしいですか。エリアですね、まずその2か所に持っていくことができるためにはその周辺の方、もしくはそこを通過して事業所に帰る方とかそういうイメージだと思うんですね。今までだと、回収日がなかったので家のお風呂の中にごみ袋がたまってきてたみたいの方が起こらないように、そのときにヘルパーさん等が持ち帰ることができるっていうことを目指してらっしゃると思うんですけども、そうなるとその80というのがすっと出てくるのかなというイメージと、この検証の仕方ですけども、どういった方を対象にするか分かりませんが、ごみの種類も生ごみもあれば排せつ物を処理したごみも含まれてくると思うんですね。そういったところも含めて、じゃあどうやって周辺への影響、配慮が必要なのかどうなのかっていうところを検証されていくのかってのが分かりにくいのと、その周りの地域の方々にあえて自治会でここステーションつくりますっていうときに、周りに御理解を得て、建てないっていうことはないと思うんですけど、その辺りは施設内だから地域への周知等はあえて要らないって思っているのか、その辺りもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 幾つか御質問いただいたところでございますけれども、まず80名という人数の設定というところだとは思いますが、高齢者や障がい者のヘルパー事業者さんのほうにアンケート調査のほう事前に実施をさせていただいております。その中で利用を希望される事業所の利用見込みというところを見ながら、80という数字はつくらせていただいたというところでございます。利用の仕方というのを委員さんからも御説明ありましたとおり、想定としておるところは、やはり事業所から実際にヘルパーで出かけて行かれて、その帰り道の中で途中で一旦降りてごみを排出していただくというようなイメージでおるところでございますので、事前に事前登録という形でさせていただくんですけども、そういったところでその後の排出物の内容ですとか、臭いとかも含めて検証はしていきたいというふうに思っております。まだ具体的な検証の仕方云々のところはもうちょっと検討するところはございますけれども、そういったところで考えておるところでございます。あと設置につきましても、最寄りの自治会のほうには御説明をさせていただく予定としておるところでございます。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 地元への説明として補足いたします。地元自治会のほうには、今回ごみ置場を検討するに当たりまして既に説明をしており了解を得ているところがございます。以上です。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** このことを通して各事業所に同じようなステーション化して、よりごみを回収をするヘルパーさんたちの仕事のしやすさが、そのサービスを利用する人の環境、在宅への環境がよくなっていくということだと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、また途中報告もあるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

錦織委員。

○**錦織委員** 今の問題に関連してですけど、私ちょっとイメージがもう一つ分からないんですけど、最初これしたときには普通の例えば月、木コースだったらどっか集積所のところに持っていくのがすごい大変だになっていう高齢者のために、家の前に出しとけば特別その曜日が変わったとしても持っていってくれるっていうあれかなと思ったら、そういうことではなく、ヘルパーさんが何か持っていくという話っていうことで、私ヘルパーさんが普通の仕事、業務しながらそのごみを持ち帰るなんてちょっとすごい信じられないんですけどヘルパーさんっていうのは一遍その場所に行ってヘルパーステーションにみんな帰ってるんですかね。時間に追われて、次はこのAさんのところ行ったらBさんのところに行って、ヘルパーステーションに帰るまでにふれあいの里とかあるかもしれないけど、そんなまあ言うのごみなので、紙ごみじゃなくっておむつだとかそういうものも当然あるでしょうし、そういうものを車に積んで何か夏場でも行くなんていうことちょっと信じられないですね、私としては。そういうこともあるっていうことですよ。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 今のヘルパーさんの実際の活動の状況、一回一回その事業所に戻っている場合もあるかとは思いますが、連続して回ってらっしゃるっていう状況もあろうかと思えます。そういった中で、そうするとずっとごみをその移動する間、持っていくのかっていうこともありますけれども、そういった状況も含めて事業者さんのアンケートの中で利用の希望っていうのがどれぐらいあるのかっていうのをちょっと把握をしたところがございます。そういった実際のヘルパーさんの動きが事業所によってはいろんな状況があろうかと思えますけれども、そういった中でも何か一つこういってことでヘルパーさんの利用者さんのごみ出し支援につながるようなことができればという視点のところで行ってるところでございます。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** ヘルパーさんが、いいですよって言いなったらそんな、それでっていうものでもないと思うんですよ。やっぱり衛生面だとか臭いだとか、そういうものを考えたら私はヘルパーさんの業務として、ヘルパーさんがいるときに、すみません、ごみを今日は月曜日だからあそこの前まで出してあげてくださいっていうのはいいかもしれないけど、そのごみを持ち歩きするっていうのはちょっと非常に本当に衛生面から私は推奨するものでは絶対ないというふうに思います。これから検証をされるということなんで、検証するにも及ばないと思うんですけど、ちょっと、はい。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** すみません。そうですね、この事業がそもそもなかなか自力であったり、また御家族さんであったり協力が得られなくて、ごみ出しがなかなかできないという方、ヘルパーの事業、業務の中にごみ出し支援というものがございます。これは通常、近くの最寄りのステーションのほうにごみ出しをされるっていうところなんですけれど、やはりそれは時間の制約があるという、ごみ出しのための時間の制約があるというところで、なかなかヘルパーさんをお願いしたいけれどもできないという現状が実際にはあるというところの一つの解消できる方法として一つ考えたところがございますので、委員さん

からの御指摘もありますけれども、そういったことも含めて検証していきたいというふうに思っております。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 錦織委員がおっしゃるのも分かるなと思うんですけど、実際に一番誰のための検証になるのかっていうところで、ヘルパーさんじゃなくて利用する方々のことを考えないといけないと思いますので、家からごみが出せない状態がどこかたまっている、誰かに心苦しいけどお願いされないといけないと、それを解消するための一つの方法として、今、今回これを取り組んでみるということについて、私はありだと思えます。検証すればいいわけです。なので、最初に言いました、地域の支え合いであるとか、そういったところの話合いを抜きにして、今回御報告をいただく高齢者及び障がい者のごみ出し支援という御報告にはならないと思いますし、それがクリーン推進課が中心でされるのかっていうのがここの課題じゃないのかなっていうふうに考えます。以上です。

**○今城委員長** 塚田委員。

**○塚田委員** すみません、福祉のほうの、私、施設で働いてたんですけど、そっちのほうでやっぱりごみのおむつの関係とかの処理はかなりの問題点がいろいろありまして、その中でいろいろ私もいろんな県に回って探した中で、ごみを燃やす機械っていうのを、おむつのみを燃やす機械っていうのを開発されてまして、この辺の補助金等とか出ないのかなっていうのを私はずっと求めてたんですけど、こういったのを各、例えば社福さんに補助金出ますよっていうので、そういったのでそこをステーションにして、近くのヘルパーさんたちが働いている社福がそういうのを持っていると、そこに持って帰ってそこで燃やして、ちりになるまで全て燃えるので、そういったことをやられたらどうかな、そういう補助をしたらどうかなというのも一つ案としてあるんですけども、そこの燃えた火を熱でその施設の温泉、温泉とかお湯を沸かすとかっていう、そういう施設、一体化になるものを作っておられる会社もあるので、ちょっとそういったところも検証されてみて、ごみの減量化に一つ手を加えてみるのもありかなと思いますので、ちょっとそういったところ探してみたらどうかなとは思っています。

**○今城委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** いわゆる紙おむつの問題については、今後高齢化社会の進展に伴って、いや応なしに使用料が増えてくる、ごみの中の割合も増えてくるということが社会問題にもなるということが、報道されてるとおりだと我々は認識しております。ちょっとこの段階で詳細を申し上げることはできませんが、これはこれで実は庁内で検討を始めております。先ほど矢田貝委員さんが言われて、確かになと思って聞いたんですけども、支え合いでどうしても、できればいいんですけど、なかなかそこはできないということで、じゃあ福祉でどうできるのか、そして、福祉だけじゃいけんからごみ処理サイドと一緒にって検討しようというのが今日の報告なんですけど、今後、後ほど報告いたしますけど、地域共生社会に向けた体制づくりも進めてまいりますので、この問題も重要な課題として、地域等も一緒になって取り組んでまいりたいと思っております、ということをお答えした上で、紙おむつの問題については非常に悩ましいといいたいでしょうか、しっかり着眼すべき課題だというふうに実は思っております。ただ、今の委員さんおっしゃった、紙おむつの特性上、最初燃やすまでに相当のエネルギーがかかる。つまり、ぬれものですので、乾燥し

てしまうとあとはパルプとかプラスチックとが主原料ですので、よく燃えるんですけど、そこまでに相当のエネルギーが要するというので、これはこれで実は高いんだというふうに認識しております。脱炭素というような観点からも問題だろうと。こういったことをトータルで考えたときに、どんな処理形態があるんだろうということでも庁内の勉強会をしております、何とか国の支援もいただきながら、これをうまく事業化できないかということで、実は国とも今、協議を始めております。今日、ちょっとそれを細かく報告すると、もし国の支援がうまく得られなかった場合とか空振りになりますんで、ちょっと今日は控えたいと思いますが、我々としては重要な課題として認識して、具体的な検討を始めているということだけ御報告しておきます。以上です。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

西野委員。

○**西野委員** 混合粗大ごみの処理についてなんですけど、今後の方針で、提案として、ごみ捨てるのに市民が10キロ2,000円ぐらいかかってしまうということなんですけど、提案として、米子市粗大ごみバザーみたいな感じで、粗大ごみのバザーというか、例えばソファ、穴が空いたソファ、リサイクルショップ持っていても買い取ってくれません。じゃあもう粗大ごみ行くしかないねってなります。例えば、何かの機械、まだまだ使えるのにパーツが1個ないだけでリサイクルショップは買い取ってくれません。じゃあもう粗大ごみ行くしかないねというふうになります。自分にとっては粗大ごみというごみのくくりでも、他人には必要としているものって結構多いと思うんですよ。十分まだまだ使えるソファとか機械とかたくさんあります。それを粗大ごみとして出すのもいいんですけど、ごみ減らすのが一番いいことなんで、その米子市で、弓ヶ浜公園でもいいんですんで、月に1回米子市バザー、このバザーというワードですね。今もうフリーマーケットなんですけど、フリーマーケットっていうと何かもうおしゃれな感じがして、ちょっと何かそぐわないかな、名前的に。僕ら昭和の頃バザーって言って、本当要らないものを本当安い値段でお互いが売ったり買ったりしてたんで、そういったネーミングで月に1回粗大ごみバザーみたいな感じで開催してくれれば、市民の負担も実質的に減るんじゃないかなという提案なんですけど、どうでしょうか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 今のバザーの御提案でございますけれども、正直、これまでそういったイベントの開催であるということは考えてこなかったところです。リユースに関しては、本市が昨年度にジモティーというサイトと協定を結びまして、そちらの利用促進を図ってリユースを促進していこうという取組をしたところでございます。こちらのほうが、広報が正直、少し足りてないなという部分もありまして、もう少しそういったところを広報していくであるとか、今おっしゃっていただいたことをちょっと研究して、どのようなことができるかということを考えていければというふうに考えております。以上です。

○**今城委員長** 西野委員。

○**西野委員** ジモティーでもいいんですけど、バザーやると、例えば弓ヶ浜公園ですとキッチンカー呼んだりして、一種のイベントみたいになってにぎわい創出にもつながりますし、そういったところで本当にいいことだらけなんじゃないかなと思いますんで、ぜひよ



ろしくお願いします。

あともう一ついいですか。

**○今城委員長** どうぞ。

**○西野委員** あと生ごみの減量化の促進についてなんですけど、これ令和6年4月から補助申請、購入後に簡略化するとあるんですけども、補助率は変わらないんですか。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** 生ごみ処理機等購入費補助金についてでございますが、今現在としては補助率、補助額ともに据置きということで考えております。以上です。

**○今城委員長** 西野委員。

**○西野委員** 5,000円以下で購入できるものもありますので、そういったものは予算消化するためにも補助率ちょっと上げて促進していただきたいと思いますので、これも要望しておきます。以上です。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

土光委員。

**○土光委員** 混合粗大ごみの処理についてで、資料の2ページ(1)で、実証事業での検証、(2)、(3)で検討して方針とあるんですけど、私ね、これ読んでなかなか結びつかないんですが、例えば、私の読む限りでは、実証の結論としては①、②。①は施設内搬入出、動線の確保、安全性の確保は可能だという結論ですよ。②番で言ってるのは、実証事業は385円、10キロ当たり。したけど実際には2,000円ぐらい要したという値段のこと。この2つの結果から、(2)で検証を踏まえた検討状況で、これ結論としてはこの文章の、実施は現実的には困難であるという結論になってるんですが、どうも実証での内容とこの結論が私は結びつかなくて、あえて読むと、2番で、何で困難かというのは、値段が385円を大きく超える。もう一つは分解スペースがない。この2つの理由で実施は困難だと結論が得られたというふうに読めるんですが、まずそれはそういう解釈で間違いないですか。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** A案、B案につきましては金額で、C案、D案についてはスペースなりということでございます。以上です。

**○今城委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから要は、金額面とスペースということだけど、まず金額に関しては、実証は385円でやった。これアンケート取ってますよね。これ前の委員会でもそれに関して報告がありましたが、市民自身はもっと高くてもいいから、これ本当にニーズがあるのでやってほしいという、そういった声が多かったと思います。だから実費相当が費用になってもいいんじゃないかという、そういうニュアンスの結論だったと思います。だから、金額は385円を超えるから困難だというのは、2,000円ぐらいで実費相当になるということですよ。だから、そんなにこれが駄目な理由にはならないと思うし、もう一つは分解スペース、これ実証実験では分解はクリーンセンターでやってないですよ。集めて、あと委託して、そのまま委託業者に渡して、業者は持って帰って分解。だから、分解スペースはクリーンセンターで場所は必要がない、確保する必要がない。実証実験もそういう形でやってそういうやり方でやれば、分解スペースが不足するから実施が困難というよう

に私はならないと思うんですが、その辺がなかなか結びつかないということですが、その辺に関してはちょっとどうですか。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** 実証事業の検証についてございますが、御指摘のとおり確かにC案、B案については実証事業は行っていないところでございます。実証事業で検証の結果、難しいかなとなったのはあくまで金額面でA・B案のことを言っております。どうしてもその金額面で難しいとなったために、それを解消する方法として何か別の方式が取れないかというところで考えたのが、C案、D案でございます。委託する方法でしたので、A案、B案が。直営ではできないかというところで考えたものでございます。具体的に申し上げますと、以前クリーンセンターが灰溶融をしていたときに、溶融スラグという路盤材が出てきておりまして、これをストックヤードで保管していた、ストックヤードがあるんですけれども、そちらのスペースを活用してできないかということを考えてところでございます。現時点は小型家電などを入れていたりすることもありまして、それを全て使うことができませんので、必要などころが取れないというものでございます。リサイクルプラザのほうにも確認をいたしまして、古紙を処理していらっしゃるスペースなどがありまして、そちらのほうを一部使わせてもらえないかという御相談もしたんですけれども、やはり古紙のほうも仮置きなどにも使うということで、非常にスペースが必要ということで、そちらも不可ということになったものでございます。以上です。

**○今城委員長** 土光委員。

**○土光委員** 金額に関しては、2,000円ぐらいと見込まれる。これがこの金額だったら実施が困難というのはどういう根拠でそう判断したんですか。それから、スペースの問題で、一定の当面の保管場所はそれなりに要すると思いますが、分解スペースは実証実験ではやってないので、もう業者に委託してあとはやってもらう。全市的な展開でもうそういうやり方、集めて、当面は保管は一定期間する必要があるけど、それをそのまま渡して、あとは業者さんに、そういうやり方をすれば分解スペースが不足という問題も、起きないのではないですか。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** 2点お答えいたします。まず金額面につきまして、2,000円というのは、最初、市が想定しているのが385円と想定してアンケートを取っておりまして、適正であると回答をいただいた方もいらっしゃいますが、高過ぎるというような回答も385円に対してもいただいているところでございます。市が何となく想定していたところでは、何とか1,000円におさめることができないかということを考えていたところでございます。そして、民間事業者のほうで処分もできるということで御説明いたしましたけれども、具体的に申し上げますと、10キロ当たり600円程度でしていただくことも可能と伺っておりまして、それに比べても高額であるというところで、それであれば民間事業者の活用で処理ができるのではないかとすることがまず1点でございます。

スペースにつきましては、実証事業から全く内容が異なるものになっておりまして、市民が搬入した後は全て直営で行うというものでございます。まず仮置きをして、そこで分解、破碎するのも市で直営でしますのです、そのスペースが必要と。実証事業では、搬入されたものを直事業者のほうに搬出しておりまして、そういったスペースが必要だな

というところがございますが、直営の場合はそういったスペースも必要になるというものでございます。以上です。

○**今城委員長** 破碎機がないからね。

よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** 一つは、アンケートで金額のことで、アンケートで385円か、これが適正だとか高過ぎるという割合、どのくらいだったのか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 申し訳ありませんが、今、詳細なデータは持ち合わせておりません。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私も手元にはありませんが、何か印象としてはとにかくニーズ、市民にとってそういったことは非常にありがたいことで、少々高くてもいいからこれをぜひやってほしいという、そういった声がそれなりにあったというふうに、そういう印象を持っているのですが、ちょっと手元にないから、そう思っているということだけお伝えします。

○**今城委員長** 池口クリーン推進課長補佐。

○**池口クリーン推進課長補佐兼廃棄物対策担当課長補佐** 市民へのアンケート結果なんですけども、処理料金についてというのも伺っておりまして、適切であるとお答えいただいたのは201人、安いと答えていただいたのは103人、高いとお答えいただいたのが16人でした。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今の結果から、高過ぎるから難しいというふうには取れないと思うのですが、市民の声として。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** おっしゃるとおり、高いという意見自体は少なかったかもしれませんが、385円で適正であるというような意見も多かったということで、その辺りが適正、もしくはもう少し、あまりにも高過ぎない、上がり過ぎないといえますか、そういった金額で設定できればということで検討を進めていただいているところでございます。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 安過ぎると答えた人が3分の1ですよ、今の結果。ほとんどその結果から金額的に実施は困難と結論づけることに関しては、ちょっと私は……。

○**今城委員長** 土光委員、あのね、今答弁をずっとしているのはね、どうでしょう、私がお答えしていかどうか分かりませんが、当初予定していた実証実験で10キロ当たり385円としたものに対する、この金額でいかがですかというアンケートをしたときに高いという方は数名でしたが、適正であるということと安いという方が多かったですという答弁なんですけど、実質的にはこの実証実験をやった後に、この10キロ当たりが2,000円になるということがほぼ分かって、1,000円を超えるということが分かった以上、当初の385円でも高いとおっしゃっていらっしゃった方や、適正と言われた方が、三六、十八ですから、6倍以上の金額になって是とされるとは思えないですという判断をしたと

いうお答えを、先ほどからずっと同じお答えをしておられるんですけど、これの認識でよろしいですか、土光委員としては。それでもおかしいというふうにおっしゃっているって、これからの御質問ですか。

○土光委員 はい。

○今城委員長 じゃ、土光委員。

○土光委員 高過ぎると思うに答えた人は16ですよね。適正も、この辺も解釈になるんですが、適正だというふうに答えた方が3分の2。そら、あえてこの値段でやってくれるんだったら、もっと高くてもいいというふうにはあえて言わない人もいるだろうし、実際安過ぎて、安過ぎるか、だよ、3分の1。だから、とにかくこれから2,000円という額で市民に受け入れられないというふうに判断するのは、私はちょっと納得はできないということをお伝えします。

それから、分解スペースの話でも、だから、やり方としてその直営で分解云々って言うてるけど、実証実験でやったやり方、収集はクリーンセンターでやって、あとそれ以降は業者にとりやるやり方だったら十分可能ですよね、分解スペースの問題。

○今城委員長 高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 今の御指摘はA案、B案についてと思いますけれども、そちらのほう、重ねてになりますが、そちらのほうで課題としたのは金額面でありまして、スペース面のことは申し上げてないというところがございます。スペース面のことを申し上げたのは、あくまでも直営で行う場合のことでございますので、スペース面のことは問題にはしていないということでございます。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。金額に関してそう……。いいんですか。

○今城委員長 高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 さっきの1点ですが、実証事業では持込みで行っております、収集は行っておりません。1点訂正させていただきます。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。基本的に金額、これ2,000円程度。これがちょっと無理だという判断が表にあるという考え方だということは分かりました。先ほど答弁で少し触れたんですが、今後の方針の中で許可業者を紹介してそこでというやり方をしますよということですね。これ金額、どのくらい想定されるんですか。

○今城委員長 高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 金額ですけれども、2事業者で金額の設定が異なっておりまして、先ほどの600円、10キロ当たり600円というのが海老田金属様、山陰クリエート様は、こちらがかさでしておられまして、立米当たり1万5,000円ということで伺っております。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 これは市民の持込みですか。

○今城委員長 高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 市民の持込みの金額になります。以上です。

○今城委員長 土光委員。

○**土光委員** 素朴な疑問ですが、例えば10キロ当たり委託ですと600円で処理ができる。市で集めてそれを委託して渡せば2,000円ぐらいかかると。この差は何、どこですか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 今の10キロ当たり600円という金額は、民間事業者に直接持ち込まれた場合の金額になります。実証事業なりA案というものはクリーンセンターに持ち込まれまして、それをそこから搬出する運搬費というものもかかってまいります。そういったものが上乗せになって計算する。また、うちの人件費ということもかかってきますので、そういったものを入れますと2,000円程度になるというものでございます。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** その差に関しての説明ですが、クリーンセンターで実証実験でやったやり方も、クリーンセンターまでは市民が持ち込むから費用関係はない。ただし、そこに業者さんが取りに行くと運搬する、そこが違くと。市の職員の人件費まで2,000円に入っているとちょっと私は疑問ですが、基本的に600円、2,000円の差は、業者さんが、直接行くと市民が持ち込むから運搬のことは業者さんは何もない。ただし、実証実験のやり方をすると業者さんがクリーンセンターまで、持って帰る、その手間、それが差額の、アウトですが1,400円くらい。そこが大きな経費になると理解していいですか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 金額の中身についてはおっしゃるとおり、ほぼ収集運搬が上乗せされるものと思っております。以上です。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

ないようですので……。

○**土光委員** すみません、それ以外にあるんですけど。

○**今城委員長** はい。

○**土光委員** 今の粗大ごみ以外にもう一個あるんです。

○**今城委員長** ありますか。では、続けてどうぞ。

土光委員。

○**土光委員** その他の部類に入ると思います。ちょっと今日、直接触れてることではないんですが、ぜひここで触れたいと思います。今いろいろ話題になってるリチウムイオン蓄電池、これも火災のこと。実はこの前の西部広域でも議論になって、リサイクルプラザで持ち込まれて火災発生件数が大きくて、そこはとにかく何だかの対処が必要。これってリサイクルプラザでは、とにかくあそこにはリチウムイオンの持込みは一切駄目というルール。じゃあ、市民からいくと、要は相手は米子市で、これをどういうふうに処理すればいいか、どこに持ち込めばいいかということ、やはり米子市として市民にきちんと周知、広報する必要があると思います。その他に入るのが、これからこういった変更も含めて周知をするということだけど、この蓄電池関係、これをどういうふうに、まずリサイクルプラザへの持込みは駄目というのを明確に米子市としても言わないと駄目だと思うんです。じゃあ、これはどこにどう持っていけばいいのか。そういった周知を米子市としてきちんとすべきだと思うんですが、いかがですか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 今のリチウムイオン電池の御指摘でございますが、不燃ごみに混入しないようにということでは、市報、よなごみ通信等を通じて広報しているところがございます。また、ごみ分別収集カレンダーのほうでもそういった記載はしているところございまして、今後重ねて広報していきたいというふうに考えております。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** ぜひ、今それこそスマートフォンとかというもの、ああいった蓄電池ってごろごろしてるので、それをどう処理するかって市民もいま一歩、どこにどう持っていけばいいか、ルールもちょっとややこしいので、そういうところの周知をきちっと市として市民にやっていただきたいと思います。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11時50分 休憩**

**午後 1時00分 再開**

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、福祉保健部所管の地域包括支援センターの運営体制の見直しについて、当局の説明を求めます。

矢野長寿社会課係長。

○**矢野長寿社会課高齢者福祉担当係長** サイドブックス及びお手元の資料、地域包括支援センターの運営体制の見直しについてを御準備ください。サイドブックス、紙資料ともに1ページ目でございます。

現在、市内7か所に設置している地域包括支援センターについて、今後、日常生活圏域、中学校単位ごとの設置に向け、圏域再編を図るという内容でございます。

まず、1の主な経過・背景でございますが、地域包括支援センターについては、資料下段でございます、日常生活圏域の考え方にに基づき、平成18年に中学校単位で11か所の設置を行ったところですが、その後、運営を受託する法人の辞退があったことにより、現行の7か所設置となっているところでございます。このうち、現在、義方・湊山地域包括支援センターの運営を受託する医療法人厚生会から、昨年7月に担当する3つの地区、明道、就将、義方、こちらの3つの地区のうち、義方地区について今後の受託を辞退したいという申出がございました。こちらの地区につきましても、もともとの日常生活圏域の考え方でいうところの、義方と住吉を合わせた後藤ヶ丘区域であることから、現在、住吉地区を担当する住吉・加茂地域包括支援センターの運営法人である社会福祉法人こうほうえんに受託について依頼をしたところ、了承をいただいたところでございます。

続きまして、サイドブックス、紙資料ともに2ページ目でございます。2の今後の方針でございますが、地域包括支援センターについては、今後も支援人口の増大が見込まれ、なおかつ高齢化社会においてその役割はますます重要になるものと考えております。こうしたニーズに適切に対応し、地域包括支援センターの役割を果たすためには、設置当初の基本的な考え方である、日常生活単位の運営が最も効果的であると考えことから、日常生活圏域ごとのセンターの設置に向け、再編整備を行うことといたします。

具体的なスケジュールとしては、令和6年度に義方地区と住吉地区を同一法人で担当することにより後藤ヶ丘区域の整備を行います。こちらについては、義方地区の新たな受託先となる社会福祉法人こうほうえんと移管に向けた協議を進めているところでございますが、令和6年度上半期中を目途に現在調整を行っているところでございます。

また、現在、ふれあいの里地域包括支援センターが担当する3つの区域、東山、福生、福米については、分割再編に向けた調整を行います。具体的には、現在担当する3区域全てを直営方式から委託方式に変更し、11包括設置当初に米子市社会福祉協議会が受託していた東山区域を米子市社会福祉協議会が継続受託、福生区域及び福米区域については、新たな法人による受託を予定し、これに向けて令和6年度中に受託に係るプロポーザルの実施を行うことといたします。

また、このほか複数の日常生活圏域を担当する法人に対しまして、複数拠点の設置に向けた協議を行います。令和7年度にはこうした一連の調整をもって、センターの11か所設置を目指すこととします。

また、これに伴い、複数のセンター間で地域の課題や目標を共有しながら、センターが相互に連携する効果的な取組を推進していくための体制整備の一環として、統合調整の機能を担う地域包括支援センター統括員の直営配置を行いたいと考えています。

なお、本年につきましては、総合相談支援センターの設置と関連するものであることから、総合相談支援センターが所管する福祉政策課との協議を進め、内容について検討してきたところでございます。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 一番最後のところで説明があったんですが、令和7年度の予定がこれこれ2点ですか、予定ですということ、いうふうに聞いたんですが、ですから、裏返せば、地域包括支援センター統括員というのは6年度にはない、役職名としてはないということですよ。

**○今城委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** そのとおりでございます。

**○今城委員長** 安達委員。

**○安達委員** それで、元に戻って、主な経過と背景のところですが、(2)の令和5年7月にこれこれでしたというところを記述してあるんですが、そのいわゆる返上、辞退の申出があった後は、どのように地域的にはサービス提供されたのか、どこがどのようにされたのか、そのところをもう少し詳しく教えてもらえますか。

**○今城委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 申出を受けた後の地域における支援等の状況ということでよろしかったでしょうか。まだまだこの辺につきましては、申出を受けた段階でございますので、すぐすぐその担当から外すということではございませんで、その意向を伺ったというところでございます。今現在、今までどおり支援のほうはさせていただいているというところでございます。

**○今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 細かいことで言うと、辞めたいがと言われて、いつから辞めたいとかっていう具体的な日時とかはなくて、継続してサービス提供をしているということですか。ちょっと細かいですが、そこのところ教えてください。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 申出の際には、できるだけ早くというようなお話はございましたけれども、ただ、これは受入先のことの問題、事情等もございますので、そういったことも含めて具体的にその移行の時期っていうのは検討をしているっていうところでございます。今の時点で申し上げれば、令和6年度の上半期中に引継ぎをして新しいほうに移行するというような予定となっているところでございます。

○**安達委員** 分かりました。

○**今城委員長** ほかにございますか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** センターの担当圏域の再編のところの御説明であった、ふれあいの里地域包括支援センターの圏域再編の方向性のことについて伺います。今たくさんの地域を持てる中で東山だけを残されて、あとのところについては、それ以外のおっしゃったんですけれども、ふれあいの里地域包括支援センターは東山校区だけという前提での話だったんでしょうか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 今の御質問でございますが、今、中学校区に1か所という、11か所での地域包括支援センターの再編というのを考えているところでございます。その中で、今のふれあいの里包括支援センターのほうは3区域を持っていたというところでございます。これは今、いろいろ経過がございまして、もともと圏域内であった東山地域の包括支援センターの受託をされていたところが、福生と福米の受託法人さんが辞退をされたということで、それに伴ってその2つを追加で受けて持っていたというようにそういう経過がございます。そういった中で11圏域にする際、11か所にする際、もともと持っていた東山地域包括支援センターのほうに注力をしていただいて、社会福祉協議会さんのほうにはやっていたとというようなことで考えておるところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 次の段階のプロポーザルに社会福祉協議会が手挙げされることはあり得るんですか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 基本的にはないと思っております。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** それはえしこにに業務がふれあいの里地域包括支援センターに包含されているからという意味ですか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 今、ふれあいの里包括支援センターは、えしこの中に包含された形でやっているというところでございます。もともと地域包括支援センターの業務というものがある中で、なおかつ総合相談支援センターの業務、相談業務ですとかを併せてやっていただいているというような現状がございます。そういった中で、なかなか高齢者が増え



て、ケアプランの数も増えて、なかなか対応が難しくなってきたという現状がございます。そんな中で、ふれあいの里の包括支援センターも今後先々を考えたときに、やはり複数で持つよりも1か所で持つていただくというのが、より効果的な包括支援センター業務が行えるという判断のところでそのような形にさせていただいておるところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** その判断はふれあいの里地域包括支援センターの皆さん、それから長寿社会課、きちっと両方が話し合った上での直営から委託方式になるというところで、もう既に落ち着いてる話で、あとの2か所、新たなところには社協以外が手挙げをするということも、それはもう決定事項ということで理解しましたけど、いいんでしょうか。その上で、現在の3職種の人数がふれあいの里地域包括支援センターにはほかの地域よりは多いはずなんですけど、その方々はどうなるんでしょうか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 地域包括支援センターのほうには、先ほど委員さんが言っていただきました3職種の方、あるいはケアプランの方もケアプランの数に応じて配置をさせていただいておるところでございます。規模を縮小するということは、その配置の基準に合わせていくと、やっぱり人数も減らす形になるかと思えます。この3職種の方につきましては、社会福祉協議会さんの中での配置転換等に対応いただけるというふうに考えております。また、ケアプランナーのほうにつきましては、なかなか配置転換というところは難しいところがございますので、これにつきましては場合によっては継続雇用にはならない場合も考えられるところがございます。それにつきましては、今後プロポーザルを行う中で、例えばその職員の受入れ等っていうようなことも要件に含めながらそういったことは進めていきたいと、その辺のところを丁寧に説明をさせていただきながら今後進めていくということで考えておるところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 6年度そのような調整をされるということで理解をさせていただきたいと思えますけれども、一番大切な現場で地域に信頼関係をそれぞれの地域包括が築き上げてきてくださったものがあると思えますので、その辺の心情のところとそれぞれの生活がかかってくるころなので、雇用がっていう様々な条件の違いが、乗り越えていただかないといけないところだと思うんですけれども、しっかり話し合いをした上で進んでいただければなというふうに思います。

それと、拠点のことについてですけど、加茂のところに移転されたばかりで、そこに義方が入ってくるというあたりと、加茂で拠点を外されたんだけど、じゃあ新たにそこに圏域に必要となる、加茂、河崎で必要となるというあたりについても話し合い、センターの圏域のところの③のところ、複数の拠点の設置に向けた協議になりますけれども、その法人中心に考えていくのか、ある程度、米子市も一緒に拠点ということについて考えられるのか、その辺はどのような方針なんでしょうか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 今後の義方地区とその住吉・加茂包括支援センターの拠点の位置といたるところのお話だというふうに思っています。今、こうほうえんさんのほうには、義

方地区を持っていただくという話に併せまして、新しくできる後藤ヶ丘区域、それと加茂区域、それぞれで拠点を持っていただくということの打診をさせていただいております。それまでは、なかなか引き継いだ直後には難しいというお話はいただいておりますが、最終的に複数拠点設置の方向で現在も調整をいただいているというところがございます。その中で、基本的には法人さんが拠点の場所というところの分については決定をされるるところだというふうに思っております。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。あと7年度には包括支援センター11か所を目指していらっしゃるんですけども、その辺がいけるということで考えておられるのが1点と、それから、その7年度にできるだろう地域包括支援センター統括員なんですけれども、これは何名想定されていますでしょうか。11を統括するという意味なのか、えしこになり地域総合相談支援センターからすると、そこに1人という考えもできるんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

**○今城委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 今のが11年度に11か所ということで資料のほう載せさせていただいております。基本的には、今の義方の後藤ヶ丘区域のところの問題、あとはふれあいの里が持っている3か所の問題、あともう一つ上げると弓浜地域包括支援センターっていうのが2か所の圏域を持っていただいているところがございます。ここにつきましても、今打診をさせていただいておりますが、なかなか場所を2つに分けるということは新たに拠点をつくらないといけないということ、また人員体制も2つに分けることで多く必要になってくるという課題もございますので、そういったところも含めて丁寧に説明をさせていただきながら11年度に向けてそれは進めていきたいというふうに、ごめんなさい、7年度に向けて進めていきたいというふうに思っているところがございます。

それともう一つ、統括員の人数のことでございますが、今現在、考えているところでは、1名もしくは2名の配置を考えておまして、その中でセンターの運営方針、事業評価等に関する総合調整役ということで、全体の調整をしていただくというようなことで直営で配置を考えているところがございます。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 日常生活圏域の考え方について、最後もう一度整理させていただければと思うんですけど、11つくったときも2,000から3,000、高齢者数のところから、多いところは6,000、もし美保、弓浜のところは1つでとなれば7,000超えますけれども、高齢者の値が。その辺りと、日常圏域っていうことにもう一度立ち返るんだっていう辺りっていうのは整合性が取れるとお考えなんですか、今後の人口の増減等考えて高齢化率の変化等もあると思うんですけど、いかがですか。

**○今城委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 今の日常生活圏域の考え方でございますけれども、基本的にはもと11か所を設置をしておったというところがございますけれども、高齢者の人口的なところを見てまいりましても、大体多くて6,000ぐらい、少なくとも3,000ぐらいというところの範囲の中でそれぞれ収まっているところがございます、そういった中で当初の日常生活圏域という考え方の中で十分やってくれるのではないかとこのように思ってい

るところでございます。

○**今城委員長** 塚田福祉保健部長。

○**塚田福祉保健部長** 少し私のほうから補足をさせてください。この日常生活圏域といいますのが、国が示します地域包括ケアシステムを構築する中で示した考え方なんですけれども、中学校区を、先ほど説明しておりましたけど、単位として考えておりました、本市も以前から、先ほど御質問の中にもありましたけれども、11は日常生活圏域を持っておりました、包括といたしましては、例えば弓浜の包括支援センターはこの日常生活区域2地区を持っていて、今1つの包括支援センターでして、合わせますと7,000ということにはなりますけれども、圏域ごとの高齢者の数といたしましては、3,000から4,000というあたりで、このたび後藤ヶ丘というところが一つになりまして、そこもちょっと多くなりまして6,600ぐらいになると思いますので、ばらつきは出てくると思いますけれども、国のおおむね中学校区を単位としてというところの考え方からもう一度再構築というところもしておりますので、若干そこはまた今後の課題ということにはなるかと思いません。

○**今城委員長** ほかによろしいですか。

錦織委員。

○**錦織委員** 私もこのセンターの担当圏域の再編というところで、そもそも(1)の②のところで、なぜ包含されているから直営から委託に変更するってなってるんですけど、何で委託しないと駄目なのかなっていうふうに思うんですけど、もう一回その委託にするという理由づけをもう一回してほしいんですけど。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 今回、ふれあいの里包括支援センター部分ですけども、今直営であるものを委託にする理由というところでございます。今のこのセンターにつきましては、直営の総合相談支援センターが開始することに合わせまして、その構成員ということで内包された形で直営化したというような経緯がございます。そのえしこに内包されてる形でもうすぐ2年、丸2年になろうかと思っておりますけれども、この体制の中で包括が基本的な業務に、総合相談支援センターとしての業務も追加された、先ほど申し上げましたけれども、そういう業務が過重になっているというところでございます。そういったことを踏まえて包括が単独で運営することが望ましいというふうに今考えておるところでございます。これに伴って包括については従来の委託形式に戻して、市内で均一な運営を図っていきたいというふうに思っております。それに合わせまして、先ほど矢田貝委員さんからも御質問いただきました統括員というものを新たに設置をいたしまして、そこを直営で配置をして全体の調整役として配置をしたいというふうな考えでおるところでございます。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** つまりは、えしこにも設置されたりして業務がこのままでは過重だからもとの委託に返すということだったと思うんですけど、それで今後、令和7年度に、来年ですよね、もう。11か所センターが設置できるのかなと、いろいろ業者のことも必要になんたと思うんですけど、その見通しが、計画は計画で、今その東山以外の福米、福生をすると、9か所に今年度なるということですかね。そうすると、来年度さらに2か所増やすってことはちょっと何かできるのかなというその見通しについて、その受けるとこ

ろの業者さんのことなんかもあると思うので。

それと、もう一つは地域包括支援センターの統括員というのが、これが直営で1名から2名配置しますよってということなんですけど、この方たちは身分っていうか、どういう、正規職員だというふうに思うんですけど、特に資格などもあるのかってということもちょっと併せて伺いたいと思います。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** まず、スケジュール的なところの御質問だったかと思いますが、一応令和7年度、再来年度での開始というふうに思っております、令和6年度、来年度中にいろいろな調整、プロポーザルも含めて実施をして、再来年度から新しい体制に進めていきたいというような形で思っているところでございます。

それと、統括員のどういった方を想定しているかということだと思いますが、これも統括員につきましては、地域包括支援センターの業務などに精通しているような方で、社会福祉士等の有資格者を想定をしております、市のほうで雇う形に、雇用する形になるかということは今想定をしておりますところでございます。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** ていうのは、今現在どこかで勤務、市役所の業務の中で勤務しておられる方じゃなくて、別の方を採用するっていうふうに考えておられるわけですか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 今の時点ではそういうことを考えておるところでございます。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 大変重要な職務だと思いますので、これ正規職員としてを考えておられて、想定しておられますか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** まだ今の時点では検討してる最中ではございますが、例えば任期付職員というような形での採用ということも一つ考えておるところでございます。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** そういう考え方はされないでほしいと思います。会計年度任用職員っていったら本当に短期の、長くて3年ですかね、大体通常は1年交代、交代っていうか、最長は5年とかってあるかもしれないですけど、安心して仕事に邁進できるような環境も考えていただきたいと思います。要望ですけど。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** すみません、ちょっと今の言葉の訂正をさせていただきたいと思いますが、任期付の正規職員ということで考えておるところでございます。

○**今城委員長** ほかにございますか。

塚田委員。

○**塚田委員** すみません、錦織委員と私もちょっと似てまして、先ほどの統括員の話なんですけども、統括員っていう言葉でいきますと、各事業所で1人か2人充てるってことは、各事業所のケアマネジャーさん、もう何年も何十年もやってるケアマネジャーさんの統括員ってことになりますよね。ってなったら、初めてケアマネジャーさんになりますっていう方を引っ張ってきても、全然何も統括できないでしょうし、やっぱりある程度の経験、

知識などがないと統括員になれないと思うので、やはりその辺を踏まえて選ばないといけないんじゃないかなというのがありますし、今ふれあいの里さんのほうのケアマネジャーさん、していただいている方々20名ぐらいおると思うんですけど、その方々の中から選んでもいいのかなと思ったりもしましたし、やはり正職員で雇ってバックアップもできるような体制をしてあげないといけないんじゃないかなと。だから、1つの事業所、包括支援センターの中で産休に入りますっていう方がいられたら、そのバックアップだとか、そういったところも踏まえて統括しながらバックアップしたりする方がいてくれないと、私もちょっと前に話しましたが、ケアマネジャーさんはどんどん辞めていきます。そういったところのカバーをするのであれば、えしこにさんをもっと人員を増やしたり、そういうバックアップしてくれる統括員さんを増やしたりっていうところの体制を取っていかないと、今ある数よりも増えて11か所にするってことは、その分、重要性が増えているっていうのは、認識してくださっているからだと思うんですけど、今後、本当に高齢者社会がどんどん増えていくと、人口が増えていく中で、必要性が一番多いのは、包括支援センターのケアマネジャーさんです。そこをやっぱり手厚くしてあげないと、そこがなくなると、そこから先の許諾に持っていくケアマネジャーさんまで持っていけない状況になりますので、今、すごい、取組としては私はいいと思います。すごいいいことをしてるなって思いますが、そこに対してのバックアップをもうちょっとしっかりしていただきたいなと思いますし、いろいろ包括のほうで、私もいろいろ回って話聞かせてもらって、やっぱり包括支援センターの経営状況がちょっと厳しいってところも話を結構聞きます。なので、これ要望ですけど、県や国に対しての、包括支援センターへの加算の底上げ、もうちょっと米子市からもちょっと要望していただけたらと思いますので、そこを何とかしていただけたらと思います。以上です。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 統括員の配置というところでの御意見をいただきました。ありがとうございます。委員さんが言われるようなことでいろいろと考えていながら、そういった配置のことは考えていきたいというふうに思っています。あと、地域包括支援センターのほう、委託料の問題にもさっき触れていただいたと思うんですが、本市といたしましても、今までずっと長年地域包括支援センターの委託を行って行く中で、いろいろな状況を見ながら、委託料の見直しというのも図ってきているところです。今年度につきましては、人員配置の基準の見直しを行っておりまして、職員の増の見直しというのも図っております。それに伴いまして、委託料についても必要に応じてというようなことで図ってきておるところでございますので、今後も状況を見ながら、それは私どもとしても考えていきたいというふうに思っておるところでございます。ありがとうございます。

○**今城委員長** 塚田委員。

○**塚田委員** すみません。先ほど錦織委員から聞いた中で、新しい統括員を新規で雇うかっていう話だったんですけど、募集するかっていう話だったんですけど、そうすると、どこもケアマネジャーが足りないところで、募集されても、それはやはり市役所がやるところのほうが行きたいとなっちゃうんで、あまりそれはどうかなとちょっと思ったので、その辺もちょっと加味して考えてもらったらいいかなと思います。すみません。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** では、ないようですので、本件については終了いたします。

次に、総合相談支援センターの全市展開に係る方向性について、当局の説明を求めます。  
中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** そういたしますと、サイドブックというお手元の資料1ページを御覧いただきたいですけれども、今、通知をさせていただきたいと思います。失礼しました。

まず最初に、誠に申し訳ありませんけれども、資料の3ページ目をお開きいただけますでしょうか。資料の訂正を1点、お願いをさせていただきたいと思います。3ページ目の、令和6年度チーム編成イメージ、こちらの弓ヶ浜、美保、箕蚊屋、尚徳、淀江、こちらの構成員の地域福祉活動支援員1名というところが、すみません、2名でございます。下の湊山、後藤ヶ丘、加茂、こちらの区分の構成員の地域福祉活動支援員2名のところが1名の訂正でございます。誠に申し訳ございませんでした。

そういたしますと、1ページ目から説明させていただきたいと思いますが、かねてから検討させていただいておりました総合相談支援センターの全市展開に係る方向性について、市として、検討結果を本日のところを報告させていただきたいと思います。あわせて、6月議会の矢田貝議員の質問に対する答弁で、議会に対して今年度中に当面の方針を示させていただくということで答弁させていただきました。そちらのお答えにもなるというところで、本日御報告させていただきたいと思います。

まず、1ページ目から、まず総合相談支援センターの現状等でございますが、令和2年3月に策定した米子市地域“つながる”福祉プランにおいて、地域包括支援センターの配置エリアである7つ程度のエリアに総合相談支援センターの配置を目指すことといたしました。こちらの方針に対しての具現化として、令和4年4月11日にえしこにを開設したところでございます。えしこににつきましては、福祉のよろず相談の窓口として、市内全域からの相談対応を行っており、現在まで約1,000件近くの相談を受け付けているところでございます。相談内容につきましては、福祉課題等に関するものが多数を占めていますが、地域課題等の相談も3割程度でございます。これらを踏まえまして、今後は、増加傾向にあるえしこにの相談に対応するため、体系化した相談支援体制を構築するとともに、各地域において住民と行政及び支援関係機関等が連携協働して、地域課題解決や支え合いの機能の強化に取り組むことといたします。

次、方向性についてでございますが、2か所目以降の総合相談支援センターを順次、開設する予定でありましたが、身近なところでの相談体制の必要性を感じることで、あとも、人的資源の観点から、それを踏まえまして、即時での全市展開としてから、まずは、えしこにの相談支援体制の充実を図り、中学校区ごとをベースにチームを編成して、各地域へ出向くことも含めて対応することといたします。

なお、令和6年度から、まず、現行のえしこにの充実を行った後、相談実績等の状況を検証しながら、身近な場所でのセンターを設置することについて検討していきたいと思っております。具体的には、えしこにの充実とは、経験豊富な総合相談支援員等の限られた人的資源を最大限に発揮するため、えしこにに職員の集中的配置と増員により、地区担当保健師や支援関係機関等と連携した迅速な情報共有と相談援助を行うことに努めてまいります。

続きまして、2ページでございますが、2ページの方向性の具体的な2つ目としまして、

チーム編成による体制構築についてですが、総合相談支援員、地域福祉活動支援員、地区担当保健師、地域振興課に配置されている地域活動支援員で、日常生活圏域、いわゆる中学校区ごとにチームを編成し、地域包括支援センター等と連携しながら、個別支援と地域支援を全市に展開していきたいと思っております。

次に、体制構築の具体的なスケジュール等についてですが、この構想を令和6年度と令和7年度の2か年で行いたいと思っておりますが、令和6年度には地域福祉活動支援員を4名配置させていただきたいと思っております。こちらは、米子市社会福祉協議会さんの、今、地域力活躍事業、こちらの委託事業でお世話になっている職員さんを中心に、米子市社会福祉協議会さんと地域の福祉をともに行う観点から活動いただければというふうに考えております。同じく、日常生活圏域である中学校区を想定としたチーム編成をするということで、令和6年度は考えております。

こちらの令和6年度の具体的なチーム編成イメージにつきましては、3ページを御覧いただきまして、3ページの、まずは令和6年度は3チームで編成していくということを考えているところでございます。

続きまして、令和7年度につきましては、総合相談支援員を3名、地域福祉活動支援員を1名増員して、こちらもイメージ図としては、4ページのチーム編成イメージでお示ししているとおり、市内の中学校区単位をベースに人口、地理的なバランスを鑑み、最終的に7年度として5チーム編成で対応していくことを考えております。1チームの構成員は、総合相談支援員、地域福祉活動支援員がそれぞれ1名、中学校区ごとに地区担当保健師を1名ずつ配置する形といたします。

なお、公民館を拠点とした地域づくりについて、地域共生社会のまちづくりの推進として、昨日、総務政策委員会で地域振興課が報告された資料を参考資料としておつけしておりますが、こちらは、地域における包括的な支援体制を構築するためには、地域の民生委員、在宅福祉員や福祉事業者などの福祉関係者と連携して活動する地域福祉活動支援員と、地域の人づくり、まちづくり支援を行う地域活動支援員が相互に連携するとともに、総合相談支援員と地区担当保健師等とともにチームを編成し、地域支援を行う方向性であるイメージ図を示しているところでございます。

特に、地域活動支援員と地域福祉活動支援員とは、状況によって活動内容が互いに重なる部分もありますので、チーム米子市として、一体となって支援していくという意識を持って行動できるようにお示したものでございます。

最後に、繰り返しになりますが、まずチーム編成をして、即効性というか、即時に全市展開を行うと、それによって必要に応じて身近なところで、場所の設置が取られてくるということでありましたら、こちらに対しても検討してまいりたいという形で米子市としての方針をお示したところでございます。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 今後のいろいろ計画を練っておられるというところで、一つお聞きしたいんですが、参考資料のところの公民館というのも、総務政策委員会でも説明された部分の資料ですけれども、公民館を拠点とした地域づくりについてということで、参考資料を提示しまし

たっという今、説明あったんですが、このことは、4月以降になるのかちょっと分かりますが、スケジュールの中で、各公民館にどのように、どの時点で説明をされようとしているのか、スケジュールをひとつ教えていただけますか。

○**今城委員長** 毛利地域振興課長。

○**毛利地域振興課長** 公民館を拠点とした地域づくりへの資料についての質問でございます。このイメージ図、資料を公民館にどのように説明しているかというお問合せだと思いますけれども、基本的にこの資料に書いてございますことは、これからのまちづくりの強化する点、そして市の支援、市側の地域支援を書いたものというふうに思っております。それも昨日も御説明したとおりでございますが、こういった形の部分については、日頃から公民館の皆さんとも話をしながら進めてきていることとございまして、このたびのこの資料についてまとめたものに関しましては、今後、今年度中に改めて資料の説明という形で公民館に示してまいりたいというふうに思っております。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** となると、今日が2月の14日、来月いっぱいかなと思うんですが、今年度中って言われますと。なかなか公民館に、何ていうんですか、関係者が集まってどのようなスケジュールで説明されようとしてるか分からないんですが、3月、厳しいんじゃないかなと思うんですが、どうですか。その点は、ある程度予定を公民館の館長さんや主事さんを含めて、地域の自治会長さんも含めて説明されようとするんでしょうけれども、そのスケジュール感ほどの程度、今、煮詰めておられるか教えてもらえたら。

○**今城委員長** 毛利地域振興課長。

○**毛利地域振興課長** 重ねての回答という形になると思いますが、このイメージ図というのは、これまで地域において様々な課題をこれまでの形の地域活動支援員、地域振興課に配置している地域活動支援員を中心に解決をしてきた部分でございます。こちらのほうを、このたびの地域福祉活動支援員とさらに連携を強化して支援をしていくというふうに考えているものでございまして、これまでも地域の皆さんと同様に話をしてきた内容だというふうに捉えているところでございます。そちらのほうを強化していくというのが、今回のイメージ図に描かれたことになってございますので、今後の強化する内容については、順次、話を地域にしていくような形になると思います。

先ほど言いましたように、この資料にまとめた形でのスタイルは公民館を通じての資料の説明という形で、今年度中にしてまいりたいというふうに思っているところです。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 自分が的を得た言い方をしてないので答えが出てこんのかなと思うんですが、自分はすごくスケジュール感が、すごくこの残されてる40日ぐらいですか、で、今年度、今年度って言われますから、どのようなスケジュールを持っておられますか、具体的なスケジュールは、例えば、大篠津公民館とか崎津公民館ではこの日程でやろうと思えますとか、和田はこの日程でやろうと思えます的なスケジュールを持っておられるのかな、この場に来てそのような構えを持っておられるのかなっていうのを聞き出したかったんですが、それはどうなんでしょう。もう一回、改めて聞きます。

○**今城委員長** 毛利地域振興課長。

○**毛利地域振興課長** この資料をもつての説明という形で、地域の方、特にしていくとい



う計画ではなくて、先ほど申し上げたのは、公民館の館長さんを通じた、館長会等で情報を共有していくという、そういう形で考えておりますので、今年度、あと2回、館長会が開かれますが、その中で示してまいりたいというふうに思っていて、そういうふうに行うまいりたいと思っておるところでございます。

**○今城委員長** 安達委員。

**○安達委員** いや、自分はスケジュールはどのように日程を組んでおられますかって言ってるつもりなんですけど、それが入っていかないのかな。例えば、弓浜部でしたら、今月末にやりますとか、来月の頭ぐらいにやりましょう、そういう日程がありますよぐらいを言ってほしいんですが、ないならないでいいですよ。全市的にやりたいて言われるんで、どこを日程づくりの中に持っておられるかが、具体的に今この時点でありますかって聞いてて、いや、そういうのはこれからつくるならつくるし、日程はこれから細かく決めていきますっていうことを言ってもらわないと、スケジュール感を言ってるのでね。それが、ないならない、あるならあるを言ってください。

**○今城委員長** 毛利地域振興課長。

**○毛利地域振興課長** 私の理解のほうを追いついてなかったところをおわびいたしますけれども、この具体的な中身について、住民の皆さんを集めての説明というところまでは、する予定には今のところは見えておりません。

**○今城委員長** よろしいですか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 公民館に説明をされるって、今、おっしゃいましたけども、このまちづくりのイメージを。公民館長に説明されてどうされるんでしょうか。

**○今城委員長** 毛利地域振興課長。

**○毛利地域振興課長** 公民館長にという公民館側の流れの、この今の地域における支援体制という形で、公民館を通じて地域の人たちにも分かってもらうところではあるんですけども、それが場面場面で、必要に応じた形で地域ごとに話をしていくというふうに考えておりますので、まずはその全体的なイメージ図という形でしたので、公民館にまずお話をしていくというふうに考えて、今、説明したところでございます。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** この同じようなタイミングで私たちの委員会にも報告いただいているんですけども、まちづくりのほうで、やっぱり絵が描かれているところを、私たちに御説明いただいているというところで、この6年間、本当に各地域の中で御理解をいただいて、結局のところは、何が問題であるかという、さっきの地域包括支援センターのイメージ図で、来年度は社協の現職員を4名、地域福祉活動支援員として。じゃあ、次年度はさらに増やしますっていうのが見えました。で、11になるまでには、もう一年度要るのかなという感じもしなくはなくて、ちょっと今、うろ覚えで表も見えてなくて申し訳ないんですけど、それでは、じゃあ、地域活動支援員というのは、どこでどのように公民館の中で、公民館という単位で話を、まちづくりをしていく、地域連携会議っていうのを持つんだしたら、どのように人材を確保していくんですかと。そのために、各地域にどのような説明をしていくんですか。誰に向かって、どうしていくんですかっていうのが、また今年度中とか、来年度、その場に応じてっていうのでいいんでしょうかっていうことだと思うんで

すよね、安達さんがおっしゃってるのは、多分。で、私が思うのは、この地域活動支援員こそ、今、昨日の話、今日の午前もあったと思うんですけど、防災であるとか、それぞれの民生・児童委員であるとかいろんな、今、既に、子どもを通したっていうところもすごくいい視点を持っていらっしゃるなと思うんですけど、じゃあ、それをどこでどのように、今いる人たちにつながっていただくのかっていうのが、もう一つ私、コミュニティ・スクール、ここで地域活動をしている人たちをつなごうとしていますけども、そういったところが、もう少し当局の中で議論をされていかないといけないんじゃないかなっていうふうに思っているところなんですけど、その辺りは、それこそどちらにも関わっていらっしゃる毛利課長のところだと思うんですけど、お答えいただければと思います。

○**今城委員長** 毛利地域振興課長。

○**毛利地域振興課長** 様々な分野にまたがる形ですが、結局、地域の中では課題は一つに集約されていくというようなこと、あるいは、地域の方が聞かれるのは一つだというふうな観点がございます。市のほうの様々な分野の話に関しましては、いわゆる、部局を超えた庁内の連携、それから推進に向かっての会議というのを昨年から続けているところでございまして、引き続きそれをやってまいりたいと思っているところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 今、福祉保健部の中で御説明をいただいているので、私の意見はここまでにさせていただきたいと思うんですけど、先ほどの地域包括支援センターの統括員のことなんですけれども、この地域連携会議のところに入っていくメンバーの中に、地域活動支援員と地域福祉活動支援員を中心として、各業務の地区担当者と定期的な会議っていうのがこれになるというふうに思っています。公民館や総合相談支援センターの職員、あるいは、地域包括支援センターでいけば、さっきの統括員、その辺りがどの程度、この地域連携会議に入っているのかっていうところも、しっかりと議論していただきたいというふうに思います。それが、11の部分と総合相談支援センターがどう見えてくるのかっていうところで、さっきの地域包括支援センターの、8年度まででしたっけ、表の中にあった、そこが見えてる、えしこにの限界なのかっていうふうに思ったりとか、その先があるのかなと思うところなんですけど、しっかりと議論をいただいて、今年度中にこれだけ各課が真剣になって、私たちに報告していただけたところまでやっとならなかっていうところを、私は頑張られたなというふうに思っているんですけど、それを実際にどこがまとめて市民の方と共有していくのかっていうのはこれからだというふうに思うので、次年度、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、ばらばら1回ごとにそれぞれが各課で報告いただける形がこれでいいのかっていうのは、疑問に思っているということは、意見として言わせていただきたいと思っております。

○**今城委員長** ほかにございますか。

西野委員。

○**西野委員** 最後の、今後のまちづくり支援に係る具体的な取組とあるんですけど、市職員の地域活動への積極的な参加、一番最後ですけど、これで地域貢献活動に係る休暇制度ってあるんですけど、例えば、日曜日に地域貢献したら月曜日、休暇が取れるという感じでしょうか。

○**今城委員長** 毛利地域振興課長。

**○毛利地域振興課長** 公民館を拠点とした地域づくりの資料の裏面になります。2ページ目になります。今後のまちづくりの具体的な取組の中の市職員の地域活動への積極的な参加というところだと思いますけれども、この地域貢献活動というのが、今の自治会の活動であるとか、民生委員の活動であるとかという、活動といいますか、自治会長とか民生委員を受けている市の職員が日常業務の中で、例えば、8時から5時の間の時間にちょっと抜けて地域のほうに出ていくという、地域の活動をするというふうなときのことをひとつ想定をしているものがございます。そういった、その地域の活動に対して、市の職員の参加というのをもっと促していきたいなというふうなところを思っただけの制度設計を今、総務部のほうで併せてしているところですので、検討の今、段階であるということになります。以上です。

**○今城委員長** それ、義務免なんですよ、今の話はね。

**○毛利地域振興課長** はい。

**○今城委員長** 今の話は義務免で、地域の活動に出るといえるときに、どのような体制が取れるのかということを考えているということですね。あ、ごめんなさい、ていうことですよ。

**○毛利地域振興課長** はい。

**○今城委員長** で、西野委員が先ほどおっしゃったことは、休日とかに地域活動をしたりしたといえるときに、休暇制度としてはどうですかというのをおっしゃっているので、その辺については検討なのか、状況……。

**○毛利地域振興課長** 申し訳ございません。

**○今城委員長** 地域振興課長。

**○毛利地域振興課長** 言葉足らずでしたけれども、その部分については、現在検討の中にありますので、今の御意見を伺いながら、さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

**○今城委員長** 西野委員。

**○西野委員** これから人材不足もますます進んでいきますので、休暇も選べるのはいいんですけど、やはり神戸市のように地域貢献応援制度とか副業の選択肢もあればなと思いますので、そこは要望しておきます。

**○今城委員長** ほかにございますか。

錦織委員。

**○錦織委員** この市職員の地域活動への積極的な参加というのを、昨日聞いてて、ちょっと市の職員は大変だなんて思ったりしたんですけど、それをすごく期待されると。そういうことは、ちょっとあんまり、この、何かいろいろ保障したりすることも、休暇制度とかいうのも出てくるんですけど、何かやっぱり休日は休日ですよ、職員ね、あくまでもね。土日はお休みとか、そういうことも保障しないといけないので、何かすごいこういうことがもう米子市として何か位置づけられると、すごい職員は大変だなんて思ったり、それから、米子市の職員であっても、米子市以外から当然、以外に住んでいる人が米子市の職員だということもあるので、そういうときの保障とか何かってなると、どういうふうになるのかなって、細かく言うとね、思ってきたりして、何かそこら辺の兼ね合いっていうのもちょっと考えながらしないと、ここはちょっと地域活動するのは、自発的な活動な

のでそれはいいんですけども、何か積極的な参加しなさいよっていうふうにならなくて、ちょっと職員として、ただでさえ何か市の職員の応募が少ないのに、ちょっとどうかなって思ったりするんですけど、そういう何か検討はされてますでしょうか。

**○今城委員長** 毛利地域振興課長。

**○毛利地域振興課長** これは少しお答えになるかという疑問はあるのですが、今回の趣旨が、現在、例えば自治会長をやっているとか、民生委員、民生委員は現状は市職の者はいないんですけども、そういった地域の役目としてやっている部分の負担をきっちり軽減できるようなスタイルがまず1つ、それから、先ほどから出ております、せめて住む地域へできる限りの活動の参加を促したいと、この2つの趣旨でございますので、あくまでも過度な負担を求めるといふようなところはないようにはしていくつもりでありますけれども、一方で、地域の現状を市職として皆が共通に持ち、地域の一端となるべく職員の育成というところも、ちょうど②のほうに動機づけという形でいろいろな形での研修や、そういったお知らせで地域の現状を把握していく職員を育成していきたいというふうな、そういう思いの部分でございますので、おっしゃる部分はまた検討の材料には入れていきますけれども、趣旨としては、一緒になって地域を盛り上げていきたいという、そういう趣旨で考えていこうとするものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 市役所が、職員に入職されたときの宣誓文っていうのがあるので、それが、それに尽きるんだろうなっていうふうには私は思うので、今現在、自治会長とかされている職員さんの軽減っていう面では、必要かなっていうふうには思いますが、全体的にしては、ちょっとどうかと思ったものですから、意見でした。以上です。

**○今城委員長** ほかにございますか。

塚田委員。

**○塚田委員** すみません。すごくいい取組で、すごくいい考えだと思って私はすごく思うんですけど、ごめんなさい、これ、すみません、本当に先ほど安達委員もおっしゃったように、公民館長だけではちょっと足りない、やっぱり公民館、地区の公民館をよくしようって動いておられる方々がすごく多いと思うんです、地区に。自治会長はじめ。やっぱり、そこに話をしていかないと、米子市はただ、じゃあ、こういう方向性で行くんだ、紙配って終わりかい、わしらは何だったんだっていう形になってしまいます。せっかくいい案を出して、米子市はこう考えてますよ、一緒につくっていきましょうねっていう話であれば、やっぱり今、一生懸命動いておられる自治会長だけでも、せめて。本当は民生委員さんとか、本当に地区社協さんとか、たくさん動いておられる方はおられるので、そういった方々も集めて本当は話したほうがいいですよ、米子市はこういうふうを考えてます、一緒につくっていきましょうっていうことをやったほうがいいですよ。それが時間的に無理だとすれば、各自治会長の集まる執行部会があるはずなんで、そこにやっぱり顔出して、こういうふうにしていきます、こういうふうと一緒にやっていきましょうっていう話をしたほうがいいと私も思いますので、ぜひ考えてみてください。以上です。

**○今城委員長** 毛利地域振興課長。

**○毛利地域振興課長** いろいろな御意見をいただいて、いろいろな形でこのイメージに関しても説明をしていきたいというふうに思っておりますので、実行してまいりたいと思

ます。それと、1つ申し上げますと、現在、これまで2年、地域活動支援員を含めて、市長部局で実施をしまいましたが、その各地区ですね、各地区公民館だけではなくて、自治会も含めて、それぞれ日々地区の中で様々なお話をさせていただいております。そういった現場において、このスタイルを示していけるというふうに思っておりましたものですから、特段の全体的な説明会というところまでの催しはしないというふうな気持ちでおったところでございますけれども、先ほどのお話でございますので、自治会長会や、ああいうところを通じて、場面場面で話をしていくことを改めて考えたいと思います。

**○今城委員長** 中本福祉政策課長。

**○中本福祉政策課長** 若干、福祉側からも答弁というか。今回の総合相談支援センターの展開のお話だったんですけども、公民館とかまちづくり側の人の話にもなったんですが、今、毛利課長の答弁を受けまして、福祉側としての今回の方針というのは、個別支援、えしこに、御存じだと思いますけど、個別支援、今、かなり引っ張られてと言ったらあれですけども、地域支援というのがやはりこれ、地域福祉には共存してますので、その地域支援をどうやってやっていこうかというところのテーマが非常に重点的にありますので、そういう点では今、毛利課長がお話したような、まちづくり側と一緒にあって、こういうチーム編成もそういう意味でございますので、具体的に全体的な説明はされないって言いますが、もともとの業務として、これから地域に入って行って、そういう自治会長さんとか、公民館長さんとか、民生児童委員さんとか、在宅福祉員さんとか、そういう方たちとチームになってやっていくという形になりますので、日々の中でそういうような会だとか、そういった形の御説明も含めて行ってやっていきたいと思っておりますので、そこら辺の御理解はいただきたいと思っておりますので、そこら辺一体となってしっかりとやっていきたいと、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○今城委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今日のこの方向性についてなんですが、私の理解の確認をしながら、二、三質問をしたいと思います。紙資料の1ページで、要はここで言ってることは、えしこにで相談体制をちゃんと整えて、実際やってみると、福祉課題だけではなくて、地域課題、そういった相談もいっぱいあったと。だから、これからやろうとすることは、まず、体制を充実させて地域に出向いて行って、そこでいろんな相談支援を行うという方向性ですよ。間違いないかな。ちょっとお聞きしたいのは、方向性の中で、だから今、言ったように方向性で、今、私が言ったのは、文章でいうと、全市的な住民主体の活動支援と個別課題の相談支援を行う体制を構築する、それが1つ、一言で言えば、これになると思います。令和6年度は何をするかという、えしこにを充実、人員体制の充実。ここでちょっと文章にはないのですが、説明のときに、出かけて行って相談業務、支援をやるというふうに言われました。これ、どこに出かけて行って、どういうふうにそれはするんですか、令和6年度は。

**○今城委員長** 中本福祉政策課長。

**○中本福祉政策課長** すみません、今の御質問でございますが、出かけて行って個別相談を受けるという意味ではなくて、すみません、私の、先ほども、今さっきの答弁にもあったように、地域支援という意味でですね、今はえしこにに、基本的には個別相談という形で、えしこに皆さんがお越しになっていただいて、それに対して一つ一つその難しい問題

を日々個別相談を受けながら解決していつているんですけども、地域に出向いてっていう意味は、その地域支援という意味で、当然その地域の、時には公民館さんを中心になって、そこで集まって協力したりと、地域で困っておられる方がおられますよってというような情報が入ったら、そこに出向いてってという意味でございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと議論にもなっていますが、そういった活動の場というのは、公民館の場でというふうに考えていいわけですか。

○**今城委員長** 中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** 公民館だけに限定ということではないと思いますけれども、時には公民館という場所にもなりますけれども、必ずしもそういう場が公民館だということではないというふうには思っております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 公民館以外では、どんなところが考えられるんですか。

○**今城委員長** 中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** 例えば、関係機関さんとかとも連携していきますので、なかなか、それを結果的に公民館という場所を活用させていただくかもしれませんけども、例えば、包括の、各包括で起きた問題で、その各包括へ直接出向いて支援とか、そういうこともあるかと思っておりますので、必ずしも100%公民館だっていうことは限定しませんというのは、そういうことです。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 資料1の方向性の中で、「令和6年度から」で始まる文章で、検証しながら、2行目、総合相談支援センターの複数設置（支所等の設置を含む。）、これがある程度、軌道に乗ったら、そういった場所というか、そんなのを設置、名前をいけば、ここでは総合相談支援センターなんだけど、そういった何か出先に当たるようなものを設置するという構想だということですか。

○**今城委員長** 中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** 今の御質問につきましては、そういう身近なところでの場所として必要だという住民さんからの意向が、こういうことをやっていった中で、喫緊として訴えられれば、そういう場所も設置することを検討しなければならないじゃないかという意図ですんで、場所の設置ということになります。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 括弧で支所等と、支所の名前か、これどういう、公民館の中というか、どういう、設置するとおっしゃる、どんな場所に設置するというふうな考えですか。

○**今城委員長** 中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** 例えばですけども、これ、あくまでも例示ですけども、例えば弓浜でいきますと、老人福祉センターとか、必ずしも公民館だけではなくて、公民館にもキャパがありますから、それもありまして、今後まちづくりの展開との兼ね合いもあろうかと思っておりますけれども、そのときの状況によって、利用できる場所があれば利用できますし、本当にニーズがあるのであれば、建設というところも考えなくてはいけないのかもしれないんですけども、そういう意味でいえば、人的資源を含めてバランス的には、今すぐ何

かの建設ということは考えてないところでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。それから、3ページで、えしこにの人員体制の表が説明があります。この中で、上の表で、令和5年度も令和6年度も一緒なんですけど、その中に人員でふれあいの里地域包括支援センター職員、5年度は20名、6年度は19名となっているけど、それは、地域包括センターの職員がえしこにのこういった事業というか、それをやるという意味ですか。えしこにの仕事は市の業務だし、地域包括センターは別個だと思うんで、その辺のこの職員の位置づけというか、どうなってるんですか。

○**今城委員長** 中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** 令和5年度、令和6年度のふれあいの里地域包括支援センター職員の配置と役割について若干御説明させていただきます。今、ふれあいの里の包括支援センターは、在籍型出向で、社会福祉協議会さんから市に出向していただいております。直営で市の管轄として、えしこにの中にふれあいの里が包含されとる状態でございます。そういう意味で、20名と19名というのは、来年度まではその形でいきたいと。で、先ほど来、長寿社会課のほうの御説明があったとおり、令和7年度に関しまして、包括の再編で委託というようなところがありますので、5年度と6年度は、取りあえず、ふれあいの里の包括に関しましては、えしこにの位置、同等、枠の中という形でございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 市の直轄でやって、社会福祉協議会から出向、それは当然、介護業務と、そういう仕事をするために出向していますよね。その人が、ある意味で別の業務にやるといふふうに読めますが、そんなに人員が余裕があるものですか。抜けたら本来の介護関係の仕事がきちんとできる人員に問題ないんですか。

○**今城委員長** さっきもう既に話があったんだけど、長寿のところですね、話がもうあつてることだけど、どなたが答えますか、答弁はどうしますか。

中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** 今はふれあいの里の包括として、えしこにの中でその包括支援センターの業務をえしこにのチームとして一緒にやっているとこのところでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと私の理解が至ってないと思いますので、ちょっと実はよく分からないんですけど、今のところ。ちょっとここまでにしておきます。

○**今城委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** よろしいですか。じゃあ、先ほど来、いろいろと要望とかも出ておりますし、長寿の関係の包括支援センターの話とえしこにの今後の展開のことっていうのは、緊密に連携しているというか、ほとんど一緒なところがたくさんあって、それを2つに分けたり統合したりみたいなことが今後、起こってきますよね。特に6年度もそうなるということがありますので、都度都度でしっかり分かるような形で、御説明なり御報告なりが必要なときにしっかりお願いしたいと思いますから、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和5年度フレイル対策事業の進捗について、当局の説明を求めます。

頼田フレイル対策推進課長。

**○頼田フレイル対策推進課長** フレイル対策推進課からは、本年度実施をしておりますフレイル度チェックの一斉実施や、その結果に応じた予防実践の現況について御報告をさせていただきます。配付をしております資料の令和5年度フレイル対策事業の進捗についてというものを御覧ください。通知をいたしました。

本課では、御自身の体の状態確認とフレイル予防の取組を支援することにより、気づきから実践の習慣化を促すため、令和5年7月に要支援、要介護認定のない65歳以上の市民、約3万5,000人に対してフレイル度チェックの案内を送付したところでございます。チェックの回答数は、2月1日現在で1万335件、回答率は29.1%となっております。また、その回答方法は約8割が紙媒体のチェック票によるもので、そのほかは、米子市フレイル予防アプリを通じたものと、市内の介護施設など20か所に設置をしているチェック会場で行ったものが、それぞれ1割ずつとなっております。フレイル度チェックについては、予防の入り口となる気づきの部分であることから、より多くの方に実施をしていただきたく、9月に補正予算を認めていただきまして、各地区公民館やスーパーなど、これまで30か所以上に臨時のチェックブースを設けたほか、12月には無回答者を対象に勸奨はがきを送付するなど、チェック数の増加に努めてきたところですが、回答数は3割程度というところでございます。また、回答方法については、紙媒体のチェック票に比べ、判定結果やその後の予防実践への案内が即時に行えたり、過去のデータの比較が容易なアプリでの回答を一定数、期待しておりましたけれども、伸び悩んでいる状況がございます。

次に、チェックの判定結果ですが、全体の集計結果は、健康が57%、プレ・フレイル28%、フレイル15%となっております。この結果の割合は、フレイル予防のモデル地区に選定をした永江地区の取組初年度の割合とほぼ同様の結果となっております。ちなみに、永江地区では、予防実践を継続的に取り組むことで、取組初年度と最終年度のチェック結果を比較して見ると、健康が8ポイント上昇した一方、フレイルは4ポイント減少いたしました。市全体でもこうした効果を目指して取組を行っていきたいというふうに考えております。

また、判定結果を年代別に見てみますと、60歳代では、健康が7割を占めるものの、年代を追うごとに健康の割合が減少し、プレ・フレイル、フレイルの割合が増加する傾向がはっきりと見てとれる結果となりました。

次に、予防実践の8月から12月末までの現状ですが、チェックの判定結果が健康だった方には、市内25か所の登録施設で特典が受けられるフレイル予防優待チケットを配付しており、826枚の利用が確認されたところです。

また、チェック結果がプレ・フレイル、フレイルだった方には、週に1度、3か月間を期間とする、運動、栄養、口腔ケアといった内容を盛り込んだ予防実践教室の御案内をしており、12月末までに157人、延べ1,518回の利用がございました。なお、12月末までに予防実践教室を終了された方は54名となっております。この54名の方の予防実践教室に通う前と教室終了後のチェック結果を比較したものを(5)に掲載をしております。チェックのスコアが良化された方は63%で、年齢が高い方でも良化していることから、年齢にかかわらず、予防実践の効果があることがうかがえます。



次に、フォロー訪問等の状況を（６）に掲載しております。訪問を行う対象者の一つは、紙媒体のチェック票で回答された方のうち、判定結果がフレイル、訪問を希望されている方を対象に、予防実践の御案内や取組のアドバイスを目的に行っております。こちらは、委託をしております介護事業所の職員等が訪問を行っており、訪問希望者は１２月末までで４０２名おられ、何らかのアプローチを行った件数は３３３件ですが、今月末までに希望者全員に何らかのアプローチを行う予定としております。

もう一つは、フレイル度チェックの回答がなかった方のうち、これまでの健診や医療機関の受診歴から、低栄養、口腔機能の低下、筋骨格系の疾患などのフレイルのリスクがある方を抽出し、訪問等を行っております。こちらは、米子市の地区担当保健師が対応しております。これまで２４０件にアプローチをし、フレイル度チェックを行ったり、健康状態の確認を行ったところでございます。

ここまですが、本年度取り組んでおります全市的なフレイル度チェックから予防実践の現況報告となりますけれども、これまで取り組んできた中で、チェックの回答数やアプリの利用数をどう増やしていくのか、また、予防実践の行動化にどうつなげていくのかといった課題が見えてまいりました。

今回のチェックの回答率は、８０歳代が最も高く、最も低い６０歳代とは約１０ポイント程度の差がございます。これは、６０歳代の方はまだまだお元気で、そこまでフレイルに関心や自覚が薄いということが１つの要因と考えられる一方で、回答方法は、若い世代がアプリでの回答率が高い状況というものがございます。このように、フレイル予防に関心の高い世代と、アプリの活用が得意な年代にギャップがありまして、一筋縄ではいかないところもございますが、次年度はフレイル予防アプリの活用の幅が広がるような事業を展開しまして、チェック数の増とか、当該アプリの推進を図っていききたいというふうに考えております。

そして、収集したデータを、鳥大医学部等の専門機関のアドバイスも得ながら深掘りを行いまして、フレイル予防の取組がどのように健康寿命の延伸や介護認定の遅延に影響するのかといった視点での効果測定というものにつなげていききたいというふうに考えております。

最後に、今月はフレイル予防月間でございます。本市の取組を御紹介したいというふうに思います。米子市では、栄養面からのフレイル予防のアプローチとして、たんぱく質等を意識したフレ飯レシピというものを作っております。２月の１日には、市内保育園の給食にチーズ入りカボチャサラダというものを提供して啓発を図ったところでございます。

次に、イベントのお知らせでございます。配付した３枚目にチラシをつけておりますので御参照ください。来る２月２４日土曜日１３時３０分から米子市文化ホールにおきまして、宮川大助・花子さんをゲストに迎え、フレイル予防講演会を鳥取大学医学部と共催することとしております。参加費は無料ですので、皆様にも御参加いただけたらというふうに思っております。

私どもの説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

○**安達委員** チラシを見ながらちょっと気になったんですけれども、自分が無理解だったらごめんなさい。米子市フレイル予防推進協議会、これは会長さんとか組織はどんな組織になっておりますか。

○**今城委員長** 頼田フレイル対策推進課長。

○**頼田フレイル対策推進課長** この米子市フレイル予防推進協議会の組織でございますが、会長はこうほうえんの廣江晃さんがなっておられまして、会員の方々は、市内の介護施設なんかの理事長さんなんかがこのメンバーに入っておられるということでございます。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 続けて聞かないといけなかった、ごめんなさい。その上に、主催、鳥取大学、米子市とありますが、これ共催とかというのではなくて、大学と米子市が別々に主催の側にいるってことですかね。

○**今城委員長** 頼田フレイル対策推進課長。

○**頼田フレイル対策推進課長** これ、共催ということでございます。

○**安達委員** 共催。

○**頼田フレイル対策推進課長** はい。

○**今城委員長** ほかにございますか。

西野委員。

○**西野委員** 予防実践の状況なんですけど、チケット利用枚数が826枚とありますけど、どのような教室が人気が高かったのか、把握はしておられますか。

○**今城委員長** 頼田フレイル対策推進課長。

○**頼田フレイル対策推進課長** 配付をしております2枚目のところに、各会場の一覧というものを載せております。そちらのところのフレイル予防応援事業所というところになりますけども、一番多くチケットを御利用いただいたのは、8番になりますけど、メディカルフィットネスセンターCHAXさん、こちらが一番多く利用が十分されたというところでございます。

○**今城委員長** 西野委員。

○**西野委員** そのようなデータを、こういった事業者がなければこの事業は成り立たないので、今後のその事業者の活用にも、こういったデータを事業者に提供していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 私も米子市からフレイル対策の来てまして、アンケートかと思って、それをちょっと放置してたんですけど、何か11月ぐらいに簡単ですよっていうことを聞いて、それで携帯でしてみたら、すぐできるんですよ、あれ。すごい簡単で、それを見せれば、だけれども何か、どっかの施設にそれで優待とかというのはちょっと利用してないんですけど。で、何かあるかなと思って時たまこうして見るんですけど、その画面が変わってないんですよ。それで、それはちょっと面白くないなって思って、例えば、今、2月の分なんかはちょっと見てないんですけど、載ってるんですかね、その携帯の画面の中見るとね、今月はこれしてますとかっていうのあるんですか、ただ私が見てないだけかな。

○**今城委員長** 頼田フレイル対策推進課長。

○**頼田フレイル対策推進課長** アプリを入れていただきまして、ありがとうございます。

この2月ので、アプリのほうは米子市からのお知らせということも即時的に御案内ができますので、2月の24日のこの御案内もアプリのほうに載ってなければ、すぐさま載せたいと思います。

○**錦織委員** よろしくをお願いします。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

土光委員。

○**土光委員** 資料の5番目で、表になっているところで、比較、使用前、使用后、比較で、先ほどの説明では、よくなった人が63%、それなりの効果があるというふうな説明をされたと思うのですが、例えば、私は、悪化した人もそれなりの数いますので、ちょっと気になって、例えば、80から84は、よくなった人よりも悪化した人の数が多いとか、全体見ても4分の1の人は悪化している、これ、どういうふうに、この結果を解釈するとか、受け止めるんでしょうか。

○**今城委員長** 頼田フレイル対策推進課長。

○**頼田フレイル対策推進課長** この5番にお示しをしております数字なんですけれども、こちらのほうは、フレイル度チェック票というのは25問の項目がございます。こちらのほうをまず今年度初めてやっていただいて、その結果に応じて、健康な方、あるいはプレ・フレイル、フレイルというふうに鑑定を行いました。そこを基準としまして、予防実践教室に通われて終了まで行かれた方が改めて最後、卒業する際に改めてフレイル度チェックを行った際に、スコアが良化した方については、良化としておりますし、変化がない場合、あるいは悪化をした場合というふうに分けて表示をしているというところでございます。先ほど申し上げたように、最初に判定をしたときがまず基準になるというところでございまして、例えば、7月に郵送でお送りをして、そこでチェックをされた方の結果というのは、7月の状態がまず結果となります。そこから郵送の場合ですと、やはりパンチ入力等々で1か月半程度、結果をお返しするのに時間を頂戴しております、そこから予防実践教室に通っていただくというところで、幾らか最初にチェックをされたときから最後までのところ、幾らかのタイムラグと申しますか、そういったところがありますので、その辺りがこういったところへの影響を及ぼしているのではないかと今このところは考えているところでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私も原因としては、それこそ、それなりの年齢の人は、半年間、例えば自然の状態として悪化するということはあると思うんですけど、ただ、そういうふうに本当に言い切っているのか、予防実践教室でやることが本当に適切というのは再度検証が必要かなというふうに思いますが、いかがですか。

○**今城委員長** 頼田フレイル対策推進課長。

○**頼田フレイル対策推進課長** おっしゃるとおりでございまして、今、2月までの速報値を皆様のほうに、今の現状としてお知らせをしたところでございます。ですので、今年度の取りまとめを行いまして、やはりそういったところの振り返りというのは、私どもだけではなくて、やはり専門機関のところの見地も含めて、アドバイスをいただきながら取りまとめを行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 2 時 3 0 分 休憩**

**午後 2 時 3 2 分 再開**

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、教育委員会所管の義務教育学校整備事業の進捗状況について、当局の説明を求めます。

遠藤こども政策課長補佐。

○**遠藤こども政策課長補佐** それでは、義務教育学校整備事業の進捗状況について御報告いたします。

まず、1番、候補地の用地取得及びハード整備の状況についてでございます。候補地の用地取得の状況としましては、任意売買による用地買収に向け、各権利者と個別に面談を実施し、地権者の同意はおおむね得られております。また、同意がいただけていない地権者の方に対しては、継続的に面談を実施していきます。また、物件所有者の方に対しては、補償算定の結果が出次第、面談を実施いたします。各種調査の権利者承諾の取得や物件の補償算定、法令の許認可に想定よりも時間を要しておりますため、年度内に行う予定としておりました買収業務を令和6年度に持ち越す見込みとなりました。これに伴いまして、令和6年3月議会に繰越予算案を上程する予定でございます。建築基本設計業務につきましても、発注の準備をしているところでございます。今年度内に契約締結の予定としております。

次に、2番、開校準備委員会についてでございます。今年度は合計5回実施し、主に基本構想について御協議いただき、適宜修正をいたしました事務局案におおむね同意をいただけたところです。来年度からは、学校名や9年間をどういうふうに区切るかといったブロック制などについて御協議いただく予定です。あわせて、専門部会も設置し、より具体的な協議を行っていきます。

次に、3番、義務教育学校の基本構想についてです。開校準備委員会でおおむね同意をいただきました案を、現在、教育委員の方々で最終協議をしていただいているところです。今年度内に策定を完了し、これを基に今後のソフト面、ハード面の整備を進めていく予定としております。

最後に、その他としまして、義務教育学校のプール設置についてです。12月に行いました第3回開校準備委員会や民生教育委員会の中で、プールの設置について検討すべきではないかというお声をいただきました。また、これまでの保護者や地域、教職員を対象としたアンケートの中にも、プールの設置に関して要、不要の両方の御意見がございました。そこで、第4回、第5回開校準備委員会や、学校関係者、保護者への意見聴取を行ったところです。屋内温水プールを設置してほしい、屋外でもいいので敷地内にプールを設置してほしいというプール設置を望む声と、プールは不要、公営や民営のプールでの水泳学習を望むという賛否両論が見られました。今後は教育委員会で検討を進めていきたいと考えています。

説明は以上でございます。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 義務教育学校の事業の進捗状況という、整備事業の進捗状況ということで、今、報告いただきました。できる限り自分も会議の傍聴をさせてもらっている中で、一番直近の、2月の6日だったですかいね。そのときに、資料として出されたその表記の仕方っていうと堅苦しいんですが、書き方が非常に気になったのは、12月までの議会でプール設置について、設置をしてほしい的な意見が議会でもあったふうに僕は思ってたんですが、その2月の会議の資料にはそのことをあんまり、何ていうですか、提供されなかったっていいのか、表記されなかったっていいか、もうプールはなくてもいいんだっていいふう委員は受け止められたみたいですが、これは後で委員から聞いたんですが。そうじゃなくて、やっぱりプールは義務教育校だからあってほしいなと思ってる委員が何人か発言されたのに、それがなかったのはどうしてかなって、ここで答えてもらいたのはやまやまですけども、やっぱり一般的にそういう議会での質問とか、取り扱った意見というのは、一般的に書き込んでもらうのは書き込んでもらいたいなっていうのが自分の思いでした。結果、聞いてましたら、この間の会議を、プールはなくてもいい的な方向に行きつつあるのかなと思うのは、いわゆる額が、設備費が非常に、設置費っていうんですか、建設費が非常に高く言われる印象が強かったのを聞いてました。でもやっぱり義務教育学校ですから、そこは今、全国的にも減ってきたとは言われますけど、プール設置がね。その辺はどう思っておられるのかお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

**○今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

**○長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** まず、開校準備委員会の資料についてですが、開校準備委員会の資料につきましては、前は賛否両論ということで、先ほど説明がありましたように学校の設置、それから学校に屋内の温水プール、それから校外での室内プール。様々な意見があったということで、それ両論併記で、様々な意見があるということを示させていただいております。

それが一つと、それからもう一つ、今後の議論、方向性ですけども、安達委員出たので了解されとられると思いますが、金額のことはこれまで説明しておりませんでした。あくまでも、子どもたちにとってどういった水泳の授業、教育が最もいいのか、そういう視点で開校準備委員会で議論させていただいておまして、金額のことには触れておりませんでした。たまたま前回の開校準備委員会で金額のことについてのお問合せがございましたので、それは直近の啓成ですとか、福米西の例を基に答えさせていただいたということでございます。今後につきましては、先ほど説明ございましたように、教育委員会でこういった形がいいのかということは検討してまいりたいと考えております。

**○今城委員長** ほかにございますか。

安達委員。

**○安達委員** 今、記憶の中で言いますから、数字は具体的に建設費とか設置費というのは確かになかったと思うんですが、何人かの委員さんから聞くと、額が思ってる以上に額が大きいというふうな印象でおられて、そこまでかけていかなきゃいけん建設費ということならば、あんまり積極的にプールは必要ですよってことは言えなくなるような雰囲気と言われた委員さんがおられたので、それはあえてこの場で発言させていただきます。

それと、もう一つ返って両論併記だっというふうに今、局長が言われましたけれども、いわゆる資料、紙媒体で出されたものは確かにプールっていう1文字はありましたけれども、そこに関わる説明は両論的な言い方ではなかったように僕は印象があったんで、あえて言わせてもらいました。これから先の話で、委員会、専門部会とかっていうほうに移行していくそうですけれども、確かに地域的な課題はあると思うんですよ。何も周りがないところに建てられますから、用地の買収も言われましたけれども、何もないところに、陰もない、木立もない、そしてどのような設置なのか分かりませんが、最大で造らうとされるなら、小学校6年間のそういった小さいところから1年生から6年までの子どもたちに、暑さ対策や、いわゆる環境的なところで屋根をつけるとか、簡易なものでもいいんですよ、外であっても屋外であっても。そういうところを言われないと、ああ、金がかかるかかる、それでいきなり、この間聞いてましたら、こういう室内でプールを造るだというふうに思われる委員さんには、そりゃあ高い、巨費だなというふうな印象を思われた委員もおられたんじゃないかなと思って僕は心配したんですが、やはり環境的にもいろいろ、何ていうですか、環境整備をされる、設置するならそういうことも考えて設置せねばなりませんよねぐらいな当局の案を言ってもらいたかったなと思っておりましたが、その点はどうでしょうか。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** まず最初に、環境面、それから暑さ対策、これはプールに限らず学校全体のお話かと思えます。これにつきましては、それに限らず様々な意見をこれまでの地元の協議ですとか意見交換会、ワークショップ等でいただいておりますので、そういったことを踏まえながら、今後、基本設計に入ってまいりますので、その中で現実的な選択をいろいろと考えながらしていきたいという具合に考えております。

それからもう一つ、プールの室内プールですか、学校に室内プールを造るという案ですが、やはり意見聴取の場ではある程度そういったいろんな様々な意見はあると思いますが、今後は基本設計に向けてやはり現実的な議論をしていかなきゃいけないという具合に思っています。現実的な選択として、教育委員会事務局といたしましては、個別の学校に室内プールを造るということは現実的ではないということは開校準備委員会で申し上げさせていただきました。教育委員会事務局としては、個別の学校に室内プールを造るということは考えては現在おりません。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** プールの件なんですけど、校外の施設を利用するっていう案も出てるようなんですけど、それはどういったところを想定しておられるんですか、具体的な。

○**今城委員長** 遠藤こども政策課長補佐。

○**遠藤こども政策課長補佐** 校外のプールの活用というところですけども、現在シミュレーションしておりますのは、県立の東山水泳場ですとか、皆生の市民プールを現在は想定をしてシミュレーションさせているところです。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 恐らくそうだろうなと思ったんですけど、東山の水泳場とか、例えばそうしたところ想定しますと、今、啓成小学校はプールができたわけですよ。だから、何か啓成小学校すぐなのに水泳、プールはできるし、今度の義務教育学校は、みんなから、よそか

ら遠いところに集められて、さらに水泳の授業っていったらまたバスか何かに乗って、また時間かけてそこに行くんですかって私は親だったら言いたいですね。私は啓成小学校の地域なので、プールがあってよかったなと思うんですけど、何で啓成小学校は、むしろ東山だとか皆生でも近くですよ、行こうと思ったらね。そういうことは全然触れられないのに、あるのが当たり前と思って何か設計されるのに、なぜ義務教育学校になるとそんな話が出てくるのかなと思うんですけど、なぜでしょうね、それは。そういう、啓成小学校のときは何かそういう話は出たんですかね。

○**今城委員長** 遠藤こども政策課長補佐。

○**遠藤こども政策課長補佐** 啓成小学校のプールのほうですけれども、昨年度だったと思いますけれど、新しいプールができております。本来、この義務教育学校の件につきましても、初め事務局のほうはプールのほうは設置する考えで動いておりました、以前、御提示させていただきました配置計画のほうにもプールを入れているところです。そういったようなところで進めてはいたんですけども、やはりこのプールについて、やはり開校準備委員会の中でもですし、検討をするべきではないかというお声を頂戴したところもございまして、それまでも全国的に見まして学校のプールについては、いろいろ環境面ですとかそういったようなところで課題を感じておられる自治体さんもたくさんあって、プールについてはどうやっていくかというような議論は進めておられるということは教育委員会のほうでも承知しておりましたので、これをちょうど今、義務教育学校の整備に当たって、そういったような検討も必要ではないかというところで今回したところでございます。おっしゃるように距離的にもございまして、バスでの移動に、まだシミュレーションですけれども、大体20分から30分ぐらい片道にかかるというふうに計算はしているんですけども、そういったような距離もありますので、まだ造らないという結論は出しておりませんので、そういったところも検討の中に考えていただいて、どういう在り方がいいかというところを検討していきたいというふうに考えております。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** そういう意見が出るまでは、あるのが当たり前だと思って多分啓成小学校の更新というか、建て替えのときもどうかっていう意見は出なかったと思うんですけど、私、本当に弓浜のほうのことを考えるとすごく胸が痛いんですよ。やっぱりその地域から学校がなくなり、保育所も統合とかいってね、そういうふうに生活の基盤のところ目の前からなくなっていく、それから下水道は整備しない、それからバスは来ないとかっていうふうになると、本当にそこの地域の人のことを考えると本当に胸が痛いんですよ、それがちゃんとできていないっていう現状をね。そういう中で、プールまで何か費用対効果みたいなことを言われると、一体これ何なんかなって思って、私としてはぜひこれ以上子どもにも負担、その20分、往復40分ぐらいの時間がなくなるわけですよ、そこ。学校にプールが併設されてるんだったら、ばあっと脱いでばあっとできて入ってってできるものが、その時間を子どもたちは奪われてしまうわけなので、そういうことも子どもたちの負担面からしても考えてほしいなって、考えるべきだというふうに思います。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

塚田委員。

○**塚田委員** すみません、先ほど来からずっとプールの話ですけど、境港市民プールのほ

うが近いのは近いですよ、境港ですけど。それと、私としてはどうしても義務教育学校、小中一貫じゃないですか。やっぱり中学生のプール授業受けてるっていう感覚が今、最近ないような気がして、私の知り合いの子どもたちもあんまり受けたくないっていう、中学校の授業で、女の子ですけど。というのもありますし、小学校、中学校って年間プールの授業どれぐらいあるのか。それと、教育委員会としてプールの授業の重要性、よく子どもたちはプール習いに行ってる子がやっぱり増えてきてるので、そっちのほうでいいじゃないかっていう考えなのか、学校でぜひ必要だと思っとられるのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいなど。

○**今城委員長** 遠藤こども政策課長補佐。

○**遠藤こども政策課長補佐** まず、小・中学校の授業のことでございますけれども、主に小学校につきましては、学習指導要領のほうにはっきりと何時間するというようなことは明記はされていないですけれども、米子市内ですと大体年間に1人の子どもが10時間程度が水泳の学習時間となります。それから、中学校につきましては、小学校1年生から中学校2年生まではこの水泳の授業は必修です。1年生、2年生につきましては、それぞれ年間6時間程度でございます。中学校3年生につきましては、選択種目になっておりまして、幾つかの種目の中から選択しておりますので、市内でも3年生で水泳学習をしている学校もあれば、選択制で一部の子どもたちだけという学校があるというのが現状でございます。米子市の教育委員会としまして、この水泳の実技学習というのは必要なものだというふうに考えております。やはり子どもたちが、自分は泳げる、楽しみというものを味わうことも大切ですし、またいろんな事故、水の事故から自分を守るためにも、やはり学習指導要領に示されている泳力のほうはつけていく必要があるというふうに考えておりますし、おっしゃるように市内でスイミングスクールとかに通っている子どもたちは確かにたくさんいるんですけれども、やはり学校教育の中でしっかりと泳げる力をつけていきたいと思っておりますので、プールの学習は必要だというふうに考えておりますし、学校にプールが設置されている、されていないにかかわらず、授業時間数は同じだけ、内容も同じ内容をというところで、水泳学習の質が落ちないようにというところはしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○**今城委員長** 塚田委員。

○**塚田委員** 分かりました。私の中では、正直なところこれだけ去年もすごい暑かったですし、なかなか授業としてどうかなって思うのと、あと自分たちが子どもの頃って夏休み中、結構遊びにプールに行けたんですけど、今は駄目っていうところになって、プール使う頻度も少ないなと思いつつながら、例えばその10時間と6時間の中で水道代かなりじゃないかっていうところもありますし、それともっと違うところに、今後子どもたちが必要な英会話能力だとかそういう英会話教室のお部屋がちゃんとあるとか、パソコンができる教室がしっかり設置されているとか、体育館のエアコン設置がしっかりしているとかっていうところのほうに重点を置いていったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その辺のところちょっと聞けたら、お聞きしたいなと思います。

○**今城委員長** 遠藤こども政策課長補佐。

○**遠藤こども政策課長補佐** まず、暑さについてですけれども、やはり猛暑ということと併せて豪雨の影響で、これまでは、委員おっしゃるように夏休みも水泳のほう为学校のほ



うに出てきてというところがありましたけれども、現在プールで泳げるような時間やっばり1学期中ぐらいということで、以前に比べまして屋外のプールで水泳ができる期間というのがだんだん縮まってきているっていう現状があります。今、これまでずっと小学校のほうでは放課後の水泳ですとか夏休みのプール開放を行ってございましたけれども、現在、市内の学校のほうでは夏休みのプール開放、放課後とも実施はしておりませんで、この水泳の体育の学習の時間での使用にとどまっているというところですよ。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** 続きまして、例えばエアコンですとか、パソコン環境等の設備の充実というお話がございました。確かに、開校準備委員会でも同じような話がございました。プールを仮に造られたとした場合、その後の財源の活用も考えなきゃいけないんじゃないかという話がございました。おっしゃるように、やはりそれは教育の充実ということで、ほかに何が必要かということを考えながら、どういったことができるかというのが財源を振り分けるというのは非常に重要な視点という具合に思っております。体育館のエアコンという話もございました。仮にプールを学校に設置しなかった場合に、夏の体育の授業を毎回校外に行くということはやっぱりちょっと難しいかなというところがございます。そうしたときに真夏の暑いときの体育の授業を体育館でとなるとときには、エアコンの設置をセットで考えないといけないようなことなのかなとは思っております。いずれにいたしましてもそういうことも含めまして、総合的にプール設置をどうするかということは検討してまいりたいと考えております。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** ちょっと視点を変えて、建築基本設計業務の発注という、これは一般競争入札かプロポーザルですか。

○**今城委員長** 松井こども政策課係長。

○**松井こども政策課義務教育学校準備担当係長** プロポーザル方式による設計でございます。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** それでちょっと変わりますけれども、用地買収になかなか応じていただけないという説明があったんですが、答弁ができればいいんですけど、用地買収に応じられない大きな理由って何ですか。

○**今城委員長** 松井こども政策課係長。

○**松井こども政策課義務教育学校準備担当係長** 細かいことを申し上げることが難しいのですが、本当にごくごく僅かな人数になっております。

(「聞こえにくい、何言っとうだか、理由だけどね」と戸田委員)

○**今城委員長** 理由。

長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** 理由につきましては、交渉事でございますので、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと考えております。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 理解しました。私が何をそれで聞くかといいますと、今の基本設計を発注しようとしておられる、しかしながら用地買収に応じられない方が、まだ不合意形成が

ある方がおられます。そういう基本合意の形成がなされていない中で、基本設計業務を発注するということに対しては、その不合意形成をしとられる方々に対しての心情は害されな  
いでしょうか。そういう危惧感はないでしょうか。その辺のいわゆるケアも私は必要だ  
と思いますが、その辺のスケジュール感をちょっと教えていただきたい。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長兼子ども政策課長** 今、用地交渉の状況と基本設計の進行具  
合についての関係という御質問でありますけども、私もその方のところにはお伺いさせ  
ていただきまして交渉してまいっております。その印象からいいますと、詳細については言  
えませんが、進行具合についての、何ていいますか、影響といいますか、それは交渉の論  
点にはございません。あくまでも違う観点で交渉で承諾いただけてないという状況ですの  
で、設計業務の進行ですとかそういった状況は、そういった交渉の中では論点にはなっ  
ていないということが状況でございます。あわせてまして、今後のスケジュールにつきまし  
ては、令和10年4月開校に向けて、基本設計、それから交渉を並行して進めている状況  
ではございますが、間に合うように進めていきたいと考えております。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 最後にいたしますけれども、論点にはなっておらないのは私は理解しますけ  
れども、しかしながら相手側にとってみれば、やはりまだ合意形成がなしていない中で基本  
設計に着手するということは、やはり私は違和感があると思いますよ。相手方に対してそ  
ういうケアをきちっと整理されて、で慎重を期してこの事務を進めていく必要が私はある  
と思います。その辺を指摘しておきたいと思います。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** プールのことで。ちょっと塚田委員の答弁で聞き漏らしたところもあるので、  
確認も込めて。要は、学校の授業はどういうふうになっていくかということに関して、ま  
ず学習指導要領では、小学校1年から中学校2年まではすることになって必修、中3は選  
択、ただし小学校1年から中学校2年までは時間数までは決められてないということであ  
いでしょうか。

○**今城委員長** 遠藤子ども政策課長補佐。

○**遠藤子ども政策課長補佐** 委員のおっしゃるとおりでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 時間数に関しては今、米子市としては小学校1、2年が年間6時間、それか  
ら、3年から中2までは年間10時間というふうな形になってしているということによ  
ったのでしょうか。

○**今城委員長** 遠藤子ども政策課長補佐。

○**遠藤子ども政策課長補佐** 時間数のほうですけれども、小学校1年生から6年生までが  
10時間です、中学校1年生、中学校が6時間ということでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。それから、あと、例えば、学校に設置しない場合はどこを利  
用するかということで、ちょっと出ているんですが、境港市の施設を使うということは、  
可能性としては別に全く駄目ということではないと考えていいんですか。

○**今城委員長** 遠藤子ども政策課長補佐。

**○遠藤こども政策課長補佐** おっしゃるように美保地区からは境港の市民プールさんのほうが一番近くて、今想定しているところでは15分程度の距離だと把握しております。こちら境港のプールのほうも少しお話を伺ってはいるんですけども、現在、松江市の学校のほうが既に境港市の市民プールを利用して水泳学習のほうをしておられます。今後も境港市の市民プールを利用される学校が出てくるというようなお話も伺っておりまして、なかなか米子市の学校を受け入れるのが時間的に難しいというようなお返事は頂戴をしております、それで米子市内のプールというところで検討、シミュレーションを立てているという現状でございます。

**○今城委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっと、分かりました。それからあと、改めてですが、開校準備委員会の中でプールの設置、賛否があるということで、それぞれ賛成、賛成というか、学校に設置すべきだ、設置するも不要だ、それぞれの意見でちょっと主な理由を上げてほしいのですが。

**○今城委員長** 遠藤こども政策課長補佐。

**○遠藤こども政策課長補佐** 開校準備委員会のほうでは、大きく分けまして屋内温水プールを設置してほしいという御意見。それから、屋外でもいいので敷地内に設置してほしいという御意見。それから、学校にプール施設は造らずに公営や民営のプールで学習をしてはいいのではないかと、大きく分けて3つの案でございます。まず、屋内温水プールのところは、地域が非常に西風が強いということでプールに砂が入る、そういったようなこと、それから、ヌカカが子どもたちを刺すということがありますので、ヌカカの影響ですとか、新しい課題ではありますが盗撮の心配と、あとは熱中症というようなことを理由としては上げていらっしゃいます。それから、学校の敷地内というところでやはり移動時間、学校にプールがあって子どもたちが教室からすぐにプールに行ける、そういう環境であってほしいというのが御意見です。それから、公営民営のプールというところは、やはりなかなか学校のプールで授業をこれまでのように確保できない、予定をしても暑さですとか雨の影響でなかなか授業時間が確保できないので、公営のプールですと計画した日に授業ができる、きちっと授業時間数が確保できるということですか、やはり先ほどの屋内プールと同じで、いろいろな西風とかヌカカとかそういったようなところもクリアできるということや、1年間通じてできるということ、また今、暑さのせいでもなかなかプールの水質管理のほうも、今、教職員が行っておりますけれども、塩素のほうがすぐ飛んでしまったりですとか、そういう水の管理とかもなかなか学校のほうも頑張っているんですけども、そういったようなところで、よい環境の中で子どもたちに水泳学習をさせてやりたいなというようなところからの御意見でございます。

**○土光委員** 分かりました。いいです。

**○今城委員長** ほかにございますか。

西野委員。

**○西野委員** プールのことなんですけど、すみません、付け加えさせてもらいます。プールを設置した場合、先ほど安達委員からもありましたけど、設置した場合の金額、具体的に幾らぐらいかかるのか、お答えできればお願いします。

**○今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** 直近の例で申し上げますと、啓成小、福米西小の例でいきますと、大体2億6,000万円ぐらいの設置費でございます。そのうち財源といたしましては、国の補助金がございます、4,000万円程度と記憶しております、概算で申し訳ないですが。そういった経費、財源で設置をしております。恐らく同じぐらいか、建築費の高騰を受け若干の増額にはなるだろうという具合に見ているところでございます。

○**土光委員** 4,000万円というのは補助金がですよ。すみません、ちょっと確認したかった。

○**今城委員長** じゃあ、そのままどうぞ。

○**長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** 建設費が2億6,000万円で、そのうちの財源といたしまして、国の補助金が4,000万円程度です。概算でございますが、4,000万円程度と聞いております。

○**今城委員長** 西野委員。

○**西野委員** では、体育館のエアコンを設置した場合の費用はどれぐらいかかるかっていうのは、分かれば。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** 体育館のエアコンにつきましては、米子市の学校の体育施設でまだ例がございませんので、市立ですと。本当概算ですけれども、5,000万円から8,000万円ではないかと言われております。これ12月議会、戸田委員の質問のときに答弁させていただいたとは思いますが、大体5,000万円から8,000万円程度、建設費でかかると考えております。ただ、財源といたしましては、当然12月議会の議論でもさせていただきましたが、財源はある程度ございまして、例えば緊急防災・減災事業、防災対策の避難所ということでありますと交付税措置が7割ということで下りますので、財源としてはそういったことが使えるんじゃないかと考えております。

○**今城委員長** 西野委員。

○**西野委員** 子どもたちに対して設備のお金云々はちょっとあれなんですけど、プールの授業を当然しないということではない、もしなくした場合、建てない場合。なおかつ、先ほど課長言われたように、米子市にまだ体育館にエアコンが設置してある学校はないということで、錦織さん言われましたけど、弓浜の人たちはもうどんどんどん見捨てられてるんじゃないかと、プールまでなくなってとなりますけど、逆に新体育館ですね、エアコンが設置されれば、これ喜ぶんじゃないですかね。それを結局、今、震災とかいろいろありまして、避難所になるじゃないですか、学校の施設っていうのは。体育館はもちろん避難所になると思うので、そこが真夏にもし災害など起こったら、そこに避難しなければいけない。そういうところで、やはり体育館にエアコンがあるっていうのは、児童や学生だけじゃなくて、市民にとってもすごくいいことだと思いますので、その辺を今度の開校準備委員会で逆に市から提案というか、思い切りしてみたらいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** 何点か質問があったかと思いますが、まず避難所、体育館、避難所としてのエアコンについては、ちょっとやっぱり防災セクショ

ンで市の中の避難所どうするかと、環境整備どうするかという議論になろうかと思っておりますので、今回あくまで参考として考えたいと思っております、あくまでもプールの授業をどうするかと、子どもたちにとって水泳の授業をどうするのが一番いいのかという観点でまずは考えていきたいと思っておりますし、様々な観点がありますので、金額のこともありますけれども、やはり子どもたちの水泳教育、学びにとってどういう形がいいかというのいろいろな観点から総合的に考えてまいりたいと思っております。もし仮にプールを造らないとなった場合には、体育館のエアコン設置もセットで考えないと、防災上のそういった利点も副次的に出てくるというような捉え方で今ありますが、あくまでもいろいろな観点で総合的にプールの設置有無については考えてまいりたいと思っております。

○**今城委員長** 西野委員。

○**西野委員** プール設置しないのであれば、体育館のエアコンは必ずつけていただきたいとは要望して終わります。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

塚田委員。

○**塚田委員** ちょっと素朴な疑問で、すみません。プールですけど、中学校と小学校って同じ深さですか、同じ長さですか。またちょっと違ったような、自分の体験ですけど、違ったような気がして。義務教育学校のとときにどうするんだろうと今ふと思ったんですけど、小学校の直近の経費、これかかりましたよって話だったんですけど、中学校をメインにしたプールにすると、深さが深くなったらまたちょっと金額が変わってくるんじゃないかなとか思ったんですけど、でもそれをすると1年生は泳げなくなるなっていうところもありますし、そこんところもどうなのかっていうこと。

○**今城委員長** 遠藤こども政策課長補佐。

○**遠藤こども政策課長補佐** 現在、米子市内の小学校、中学校のプールは、どの学校も25メートルの大きいプールを設備として備えております。深さのほう、はっきりとちょっと今お答えできないんですけど、中学校の子どもたちの体格に合わせて若干深くはなっていると思うんですけど、小学校のほうでも米子市には低学年用の小プールというのがございませんで、水位を調節しながら利用する学年の子どもたちに合った深さでの学習をしておりますので、9年間使うプールを設置する場合も、それぞれの学年に合わせて使えるよということとは考えて設計のほうは進めていただくよということとは思っております。

それから、現在あります小学校、中学校のプール、昭和の時代に造られたものが多いですけれども、飛び込みというのをやっておりましたので、かなり深さも必要でしたけれども、現在、学校の授業の中で飛び込みは扱いませんので、それほど深さというものは以前よりは重要にはならない、子どもたちが泳ぐことができる深さというところで、ちょっと現在のどれぐらいの深さが適正なのかという資料は今ちょっと持っておりませんが、今の時代とちょっとまた、今のプールがある時代とは若干、水泳の学習についても違っておりますので、今の子どもたちに合ったものよということとは検討していきたいと思っております。

○**今城委員長** 塚田委員。

○**塚田委員** 中学校になっても飛び込みしないんですか。練習がないってことですか。

○**今城委員長** 遠藤こども政策課長補佐。

○遠藤こども政策課長補佐 水泳の学習の中では飛び込みはしていません。

○今城委員長 ほかにはございますか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時15分 再開

○今城委員長 民生教委員会を再開いたします。

次に、こども総本部所管の子育てひろば支援センターの移転について、当局の説明を求めます。

松竹こども相談課長。

○松竹こども相談課長 そうしますと、子育てひろば支援センターの移転について御報告申し上げます。資料を御覧ください。

まず、1の経緯についてです。現在、子育てひろば支援センターは、啓成小学校隣接地に建設中の東保育園に併設するまでの間、令和5年度末までを契約期間として、高島屋横グッドブレスガーデン3階で運営しておりますが、東保育園の完成が当初予定していた令和6年4月から延期となったため、同園の完成までの間の支援センターの一時的な移転先を確保する必要が生じたものでございます。

次に、2の移転先の選定についてです。子育てひろば支援センターは、本市子育て支援センターの中でも利用者の多い中心市街地にある施設であることから、移転先の選定に当たりましては、近隣で、面積要件、駐車場、利用環境など、市民の利便性を考慮の上、検討した結果、米子市役所第2庁舎1階といたしました。第2庁舎の利用につきましては、今後廃止の方向ではありますが、現在は時限的な業務を含めて使用している施設となっております。

次に、3の新たな開設場所についてです。開設場所につきましては、資料の位置図の市役所第2庁舎1階平面図の子育て支援センターひろばと記載している場所となります。1階出入口付近の人権情報センター跡としまして、災害時などには避難がしやすい場所を選定しました。

続きまして、4の開設期間についてです。第2庁舎での開設期間は、令和6年3月21日から令和7年の3月までを予定しております。

続きまして、5のスケジュールについてです。現在、開設しておりますグッドブレスガーデンは、令和6年3月13日までとしまして、3月14日から20日までを移転作業のため閉所しまして、3月21日から米子市役所第2庁舎で開始をする予定でございます。第2庁舎での開設後は、令和6年度中に東保育園の新園舎が完成後に同園の併設施設として移転する予定でございます。

報告は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 何点かお願いします。まず、この子育てひろばが今、高島屋にありますけど、その辺りの背景と、移転に空白期間がなかったのか、グッドブレスガーデンに移転し

た選定された理由のあたりから聞かせていただきたいことと、2点目、中心市街地ということで比較的利用者が多かったということですが、その辺り、利用日数であるとか開設日一日の利用者数、どのような分析をされているのかというのを伺います。

それから、今回移転先として選定されるに当たって、示されているのが第2庁舎なんですけれども、それに決まるまでにどのような候補地があって、どのような検討をされたのかというのを3点目。

この第2庁舎に当たっては、この施設の安全性について、どのように考えていらっしゃるのか教えてください。

**○今城委員長** 松竹こども相談課長。

**○松竹こども相談課長** まず、グッドブレスガーデンに移転した経緯につきましてですけども、令和3年にこども総本部が設立するに当たりまして、庁舎の設置などの変更がございまして、ふれあいの里に設置しておりました子育てひろば支援センターにつきましては、高島屋の横のグッドブレスガーデンのほうに移転をしました。

移転の際なんですけども、ちょっとすみません、空白期間の詳細な期間をちょっと今控えてないんですが、ふれあいの里からの移転の期間で何日か閉所しまして、移転の作業をしまして、グッドブレスガーデンで開設をしました。

**○今城委員長** よろしいですか。

瀬尻こども総本部長。

**○瀬尻こども総本部長** グッドブレスガーデンに移転するっていうところの期間なんですけど、令和3年12月にこども総本部がふれあいの里に移るに当たって、その際にふれあいの設置工事の関係で、ふれあいの里の子育てひろばを移転しなければいけないということになりまして、令和3年8月に子育てひろばのほうを移転するような形になりまして、その間、空白期間というのが何日間か引越し期間とかそういうのを設けて、ちょっと実際の日数は分かりませんが、その辺のほうで移転させていただきました。今のところの背景になります。

**○今城委員長** 松竹こども相談課長。

**○松竹こども相談課長** それから、子育てひろば支援センターの利用日数についてですけども、現在、市内7か所の支援センターを設置しておりますけども、利用の状況としましては、3番目に多いセンターとなっております。令和4年度につきましては、1か月の平均で見ますと431名というような利用状況になっております。市内でも多い利用があるセンターということになっております。

それから、庁舎の安全性についてですけども、第2庁舎につきましては、廃止するまでは庁舎として活用するというにはなっております。建物は旧耐震基準の建物であって、耐震診断としては未実施ということでもありますけども、支援センターの開設に当たりましては利用者の安全性を第一に、災害時の対応を職員に徹底して子どもや保護者には安心して利用していただくように努めていきたいというふうに考えております。

次の、移転先の候補地検討についてですけども、候補としましては現在と同様の中心市街地のエリアというところであったり、市有施設、利用者の多い場所といったところを中心に検討をしました。具体的には、ふれあいの里ですとか、駅前イオン、天満屋、あと錦町の今井書店、あと本市の博労町庁舎、旧ハローワークの施設などを検討しましたが、ス

ペースの問題であつたり周囲の環境の面でちょっと折り合いがつかなかったこともありまして、最終的に第2庁舎ということでの選定となりました。以上です。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 第2庁舎に決定された中の安全性の部分について不安が残る中で、ここを私たち委員会に御報告されているというところはどうしても納得がいかないところなんですけれども、その中でも子育てひろばの利用者のことを考えると、どこかに中心市街地の中に設置したいっていう中でこの御提案だと思ふんですけど、やっぱり心情的にも駄目だなんていうふうに思っていたんですけど、今、耐震基準検査を受けてらっしゃらないとおっしゃったんですけど、そもそも受けたら通るか通らないかの前に、子どもの過ごすところの施設として大規模建築物の基準として、平成27年の12月の耐震診断結果というのを、そこまできちっと対応するべき施設でなければならないというところを無視してここを示してらっしゃるところについては、どのようにお考えなんでしょうか。

**○今城委員長** 松竹こども相談課長。

**○松竹こども相談課長** 現在、第2庁舎、廃止するまで庁舎として活用するというところで、時限的というところもありまして、耐震診断など未実施ではあったんですけども、そういうところについては、すみません、ちょっと認識のないまま選定というところに至っております。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私以外の委員の方々もどのように考えていらっしゃるのかというところ、後から御発言があると思うんですけども、そもそもこのふれあいの里で今も子どもの健診とかたくさん親が集まっていっている中で、どんどんほかの部局が入ってきて、子どもを中心に、国がこどもまんなか社会に行こうとしている中で、本市の子どもに対する取組っていうのがど真ん中に来てないように思うわけです。ふれあいの里の大会議室のことですよね、ふれあいの里も検討されたというのは。今の現状はどういうふうなことになっているんでしょうか。そこが駄目だった理由といいますか。

**○今城委員長** 松竹こども相談課長。

**○松竹こども相談課長** 大会議室につきましては、今後、修繕が必要……。

**○今城委員長** 瀬尻こども総本部長。

**○瀬尻こども総本部長** すみません、大会議室のふれあいの里全体の管理が福祉政策課のほうでしておりますので、ちょっとうちのほうから今の状況っていうのがどういった形になっているのかっていうのは分からないですけど、ふれあいの里ではほかの場所、要は空いている場所を検討しましたんですけど、結局そのふれあいの里の施設自体が母子保健施設、福祉センターということと、あと老人福祉センターの貸し館という形の空き部屋とかを検討しましたところ、なかなか常時ほかの団体さんが使われたりするものですので、あとは3階とかの健診とかの部屋で使われるっていうことで、ちょっと常時子育てひろば支援センターを開設するのが難しいということで、今、委員さんのおっしゃったように、ちょっと耐震のほうを確認してないところもありましたが、これも空きスペースが中心市街地であるというところで第2庁舎というところを構えたんですけど、今、委員さんのおっしゃいましたとおり、やっぱり子どもが利用する施設であるというところから、本来そういったちょっと万が一危険が及ぶっていうことであれば、再度ちょっと利用先の移転のほうと



か、開設方法の検討とか、それを踏まえてその間、期間の間どうするか、休止するのかわかっていうのは、再度ちょっと検討させていただけたらなと思っております。そこでまた、移転先でどうかいろいろ検討したんですけど、何とかできるようになればまたそのところを、移転先が決まればまた報告させていただきたいなと思っております。できればまた3月のそういった委員会のほうで、移転先のほう決まりましたらちょっと報告させていただきたいですし、その間に決まらなかったら方針をまた説明させていただきたいと思っておりますが。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ぜひ御検討、再検討いただきたいと思います。本市の市庁舎再編ビジョンでも第2庁舎のところもうたっているんですけど、全体を見られることと、ふれあいの里についても夏のエアコンの工事がグッドブレスガーデンのときに入って使いにくかった、大変だったという、ふれあいの里のほうに一時移転したという例もあったと思います。スタートの段階で新たなところが決まり切らなくても、子育てひろば支援センターが閉所にならないような工夫をしていただきながら、できれば、私の意見ですけども、ふれあいの里の和室ないしは大会議室を整えれば、そちらを利用するというのも一案としてあるんじゃないかということで、意見として申し上げたいと思います。

○**今城委員長** ほかにございますか。

土光委員。

○**土光委員** 今の続きですが、ちょっと確認したいです。この第2庁舎は旧耐震基準を満たして、それ以前、満たしていない、これは満たしてる、どっちでしたっけ。旧耐震基準は満たしてる、それともそれ以前の建物かということです。

○**今城委員長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** 旧耐震の建物でございます。耐震調査は実施することで庁舎再編計画のほうで、本来廃止の方向で一応計画のほうにもうたっております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 旧耐震基準って1980年頃のかな。分かればね。それ満たしていれば震度どこまで耐えられることになっているか、その基準は。

○**今城委員長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** そういった詳しいこと自体ちょっとあまり私のほうの認識不足で分かっておりませんでした。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 先ほどの瀬尻本部長の発言は、この提案は一旦取り下げると理解していいですか。

○**今城委員長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** 再度ちょっと検討させていただくということで。またちょっと一旦上げた分に関しては、もう一度移転先のほうを検討させてもらって、今後の方向、方針なり、移転先が決まればまた方針を示させていただきたいと思っております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、私も耐震のところはちょっと不安な施設で、子どもが過ごす施設にするというのは私も賛成はできなくて、一旦取り下げて、当然どっか行くから、一旦取り

下げて再度どこにするかを検討すると、そういうことだと思っいいんですか。

○**今城委員長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** 一旦検討して再度報告させていただきます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** こだわりますけど、一旦取り下げて検討すると理解していいんですか。一旦検討じゃなくて、今、一旦検討しと言いましたけど、一旦これは取り下げて改めて移転先、これ以外をいろいろ検討する。

○**今城委員長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** この内容の、移転先の内容に関しては、こういった事情で経緯は移転するんですけど、この第2庁舎についての移転先については、一旦取り下げてというか、改めて検討し直すということです。

○**今城委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** 検討の一つで、このグッドブレスガーデンは期限が来るからどっか、これ期限延長ということは不可能なんですか。

○**今城委員長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** 期限、まず最初に期限の更新をお願いしましたところ、あの施設、グッドブレスガーデン側のほうがもう既に施設の利用計画が定まっておりますので、それで3月末で契約が切れるという形になります。

○**土光委員** 分かりました。

○**今城委員長** ほかにございますか。

安達委員。

○**安達委員** すみません。この見取図を見とって、最初混乱したのは、配置図ってあって、左側に市役所第2庁舎見取図ってありますよね。すぐ市役所第2庁舎、今度は白抜きで第2庁舎ってあって、名称がどっちがどうなんだってところから、自分、分からなくなってしまうって、聞いてなかったのは申し訳ないですが、これ2つは名称違うでしょう。

○**今城委員長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** すみません。こちらのほうの名称のほうが上のほうがちょっと間違いで書いてましたんで、黒いほうが正しいです。

○**安達委員** ごめんなさい、訂正です。

○**今城委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** そうしますと、ただいまのこの件に関しましては、開設の期間に関して、それとスケジュール感の問題、そして移転の場所について、検討された結果、また御報告くださいますようによろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、以上で民生教育委員会を閉会いたします。

午後3時35分 開会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 今 城 雅 子